



夙川の桜

新西宮観光 100 選

市税のしおり

令和 5 年度版



令和5年度「市税のしおり」の発行について

西宮市は、市民のみなさまが安心して快適な生活を送ることができるまちづくりをすすめるため、様々な事業に取り組んでいます。

みなさまに納めていただく市税は、西宮市の一般会計予算の約5割を占め、市行政を運営していくうえでの大切な財源となっております。

この「市税のしおり」は、市税のしくみや内容などをわかりやすくまとめたものです。

みなさまの市税のご理解に少しでもお役にたてれば幸いです。

目 次

第1章 市税の あらまし

税の種類	1
市税の役割	2
1. 市民税	3
2. 固定資産税・都市計画税	13
3. 軽自動車税（種別割・環境性能割）	20
4. 市たばこ税	22
5. 入湯税	22
6. 事業所税	23
7. 目的税の用途状況	23

第2章 市税の納付

1. 納付場所	24
2. 納付期限・申告期限一覧表	24
3. 口座振替	25
4. 市税の減免	25
5. 市税の滞納	26
6. 市税の猶予	26

第3章 国税と県税

1. 国税のあらまし	27
2. 県税のあらまし	29

第4章 各種ご案内

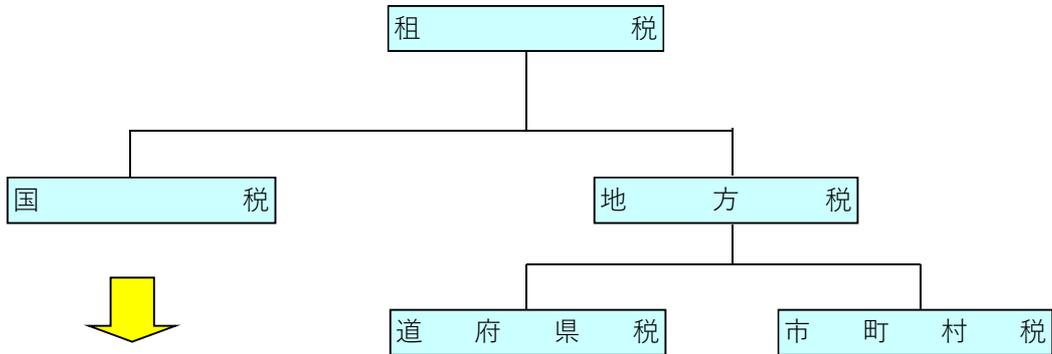
1. 市税に関するお問合せ	30
2. 国税・県税に関するお問合せ	30
3. 市役所の執務時間	31
4. 市税に関する証明	31
5. 不服申立て	33

Q & A

1. 第1章関係のQ & A	35
2. 第2章関係のQ & A	39
3. 第4章関係のQ & A	40

★支所及びサービスセンターの所在地	41
-------------------	----

税の種類



P 27参照

直 接 税	
所 得 税	
法 人 税	
地 方 法 人 税	
相 続 税	
贈 与 税	
地 価 税	

P 28参照

間 接 税	
消 費 税	
酒 税	
た ば こ 税	
た ば こ 特 別 税	
揮 発 油 税	
石 油 ガ ス 税	
航 空 機 燃 料 税	
石 油 石 炭 税	
登 録 免 許 税	
印 紙 税	
自 動 車 重 量 税	
関 税	
と ん 税	
特 別 と ん 税	
地 方 揮 発 油 税	
電 源 開 発 促 進 税	
国 際 観 光 旅 客 税	

P 29参照

普 通 税	
★道 府 県 民 税	
★事 業 税	
★地 方 消 費 税	
★不 動 産 取 得 税	
★道 府 県 た ば こ 税	
★ゴ ル フ 場 利 用 税	
★軽 油 引 取 税	
★自 動 車 税 (種 別 割)	
★ 〃 (環 境 性 能 割)	
★鉦 区 税	
★道 府 県 固 定 資 産 税	
法 定 外 普 通 税	

目 的 税	
★狩 猟 税	
水 利 地 益 税	
法 定 外 目 的 税	

★は兵庫県で課税

各ページ参照

普 通 税	
★市 町 村 民 税	
★固 定 資 産 税	
(国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金)	
★軽 自 動 車 税 (種 別 割)	
★ 〃 (環 境 性 能 割)	
★市 町 村 た ば こ 税	
鉦 産 税	
★特 別 土 地 保 有 税	
法 定 外 普 通 税	

P 3

P 13

P 20

P 21

P 22

目 的 税	
★入 湯 税	
★事 業 所 税	
★都 市 計 画 税	
水 利 地 益 税	
共 同 施 設 税	
宅 地 開 発 税	
国 民 健 康 保 険 税	
法 定 外 目 的 税	

P 22

P 23

P 13

★は西宮市で課税

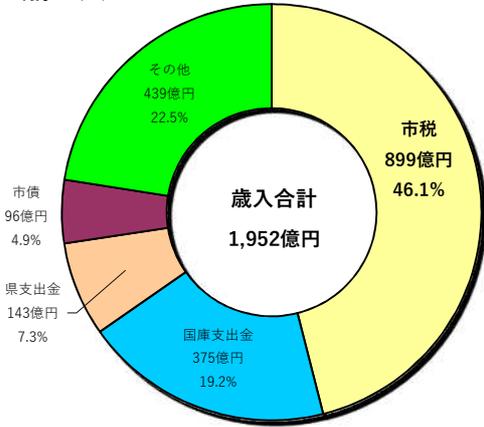
※税制改正により、「自動車取得税」は令和元年9月末をもって廃止されました。また、令和元年10月からは「自動車税」及び「軽自動車税」に「環境性能割」が創設されるとともに、現行の「自動車税」は「自動車税(種別割)」に、「軽自動車税」は「軽自動車税(種別割)」に名称変更されました。なお当分の間、「軽自動車税(環境性能割)」については兵庫県が賦課徴収します。

市税の役割

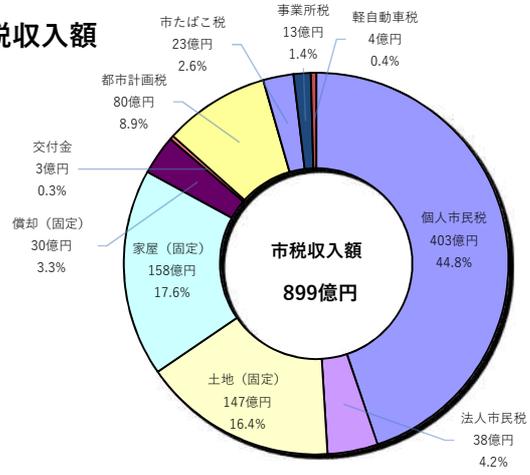
■ みなさんの市税が西宮の市政を支えています

令和5年度の一般会計当初予算は**1952億円**、そのうち市税収入額は**899億円**で全体の**約46.1%**を占め、市政を推進する上で大切な財源となっています。

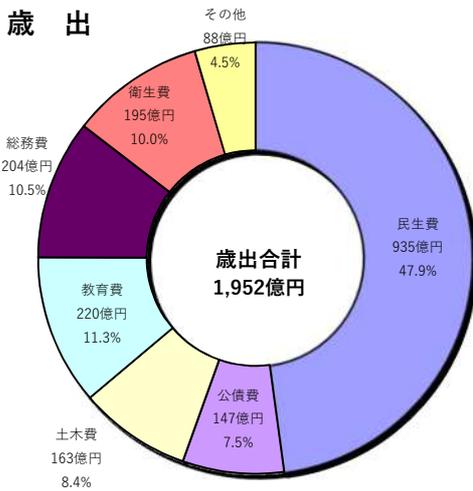
歳入



市税収入額



歳出

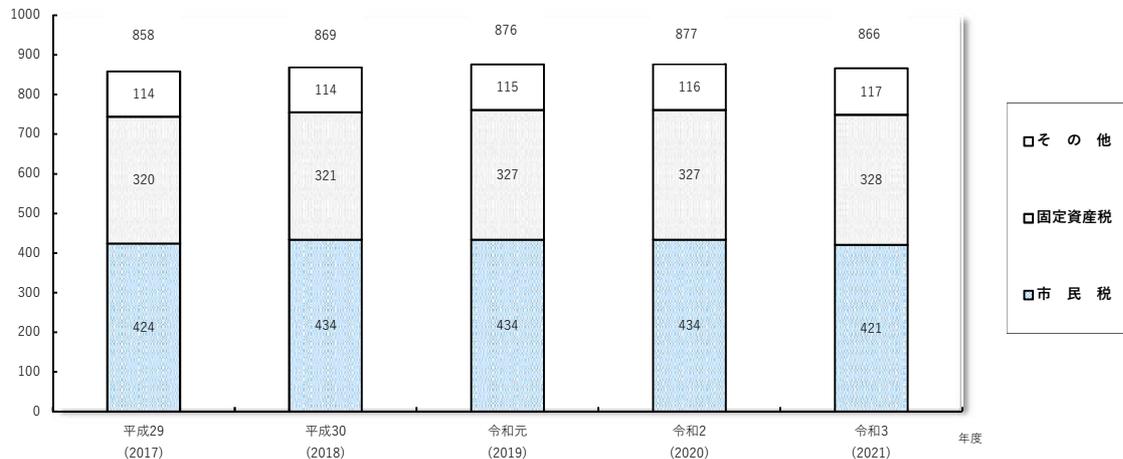


各費目は次のような事業に使われています。

- 民生費 : 福祉の充実に
- 土木費 : 道路や公園の維持管理等に
- 公債費 : 借金の返済に
- 教育費 : 学校教育や社会教育の充実に
- 総務費 : 文化振興や広報に
- 衛生費 : 保健医療や清掃事業に
- その他 : 消防・救急活動、産業の振興や市議会運営などに

■ 市税収入の移り変わり (決算額)

税額(億円)



第1章 市税のあらまし

1. 市民税（個人・法人）

市民税は県民税とあわせて住民税と呼ばれ、教育、福祉、消防・救急、ゴミ処理といった、私たちの生活に身近な行政サービスをまかなうためのお金であり、その地域に住む人たちが広く負担を分かち合うもの（地域社会の会費）です。

住民税には個人が負担するもののほかに、会社などが負担する法人住民税があります。いずれも定額を負担する均等割と所得などに応じて負担する所得割（法人は法人税割）があります。

個人市民税

(1) 納税義務者

市民税は住んでいる市や町で課税されるほか、住んでいなくても事業所や家屋敷がある場合にも均等割だけ支払うことになっています。基準日は1月1日です。



(2) 税率

給与所得や公的年金等の雑所得、事業所得などに係る課税総所得金額や退職所得、山林所得に対しては、市民税が6%、県民税が4%の税率が適用されます。その他、土地等の譲渡所得などで異なる税率になるものもあります。

■ 所得割の税率

課税所得区分		市民税	県民税
総所得		6.0%	4.0%
退職所得		6.0%	4.0%
山林所得		6.0%	4.0%
長期譲渡所得	一般	3.0%	2.0%
	優良住宅地等	ア. 2,000万円以下の部分 2.4%	ア. 2,000万円以下の部分 1.6%
		イ. 2,000万円超 の部分 3.0%	イ. 2,000万円超 の部分 2.0%
居住用財産	ア. 6,000万円以下の部分 2.4%	ア. 6,000万円以下の部分 1.6%	
	イ. 6,000万円超 の部分 3.0%	イ. 6,000万円超 の部分 2.0%	
短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%
	国等に対するもの	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得		3.0%	2.0%
株式等の譲渡所得		3.0%	2.0%
先物取引に係る雑所得等		3.0%	2.0%

■ 均等割の税率

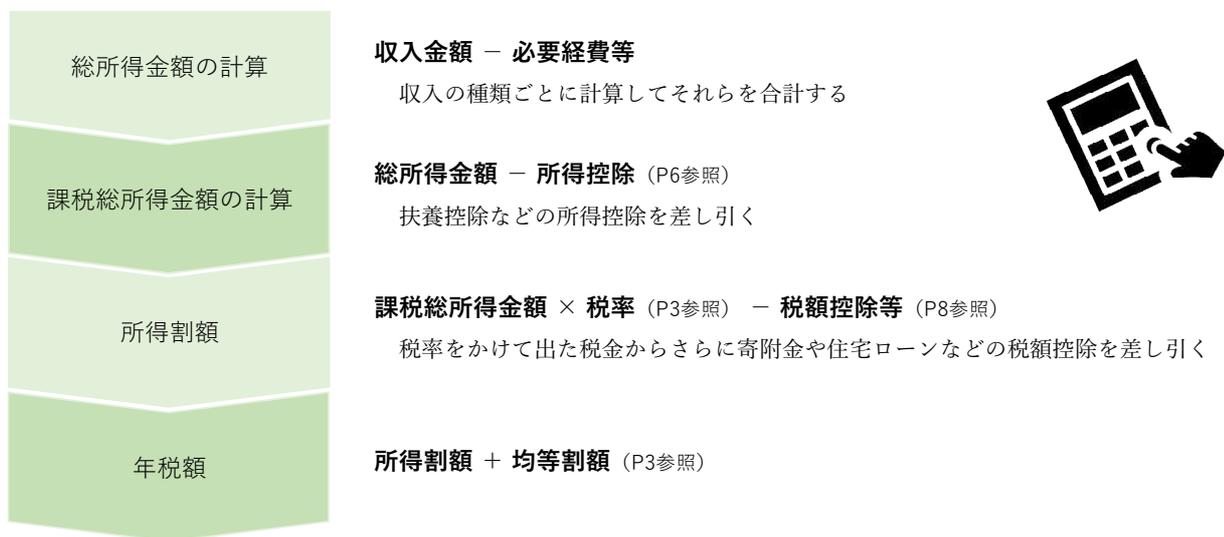
市民税 3,500円（東日本大震災復興分500円含む）

県民税 2,300円（県民緑税800円、東日本大震災復興分500円含む）

(3) 税額計算の基本的なしくみ

税額計算方法の基本的な流れは下図のとおりです。

収入の種類によって必要経費の取り扱いや税率が異なることや、所得から差し引く控除、税額から差し引く控除など様々な過程を経て税額が決定されます。



(4) 住民税の対象にならない収入

法律で細かく定められていますが、よく質問のあるものでは次のような収入があります。

**障害年金や遺族が受ける恩給や年金、雇用保険の失業給付金、生活保護のための給付金
通勤手当 (月額15万円まで)、相続・贈与などによって取得した資産 (相続税・贈与税の対象になります)
児童福祉・健康保険などの給付金、傷害保険金・損害保険金・損害賠償金**

(5) 非課税になるケース

課税される年の1月1日現在の状況や、扶養親族の数に応じた“合計所得金額”または“総所得金額等”で次のような基準があります。

■ 均等割も所得割もかからない人

- ア. 生活保護法による生活扶助を受けている人
- イ. 障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦に該当し、前年の**合計所得金額** (P6参照) が135万円以下の人
- ウ. 前年の**合計所得金額** (P6参照) が次の算式で求めた額以下の人
 - 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない人
 - ・・・ 35万円 + 10万円
 - 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれかを有する人
 - ・・・ 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 21万円 + 10万円

■ 所得割がかからない人

前年の**総所得金額等** (P6参照) が次の算式で求めた額以下の人

- ア. 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない人
 - ・・・ 35万円 + 10万円
- イ. 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれかを有する人
 - ・・・ 35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 32万円 + 10万円

合計所得金額
総所得金額等



判定に使う
所得金額の
種類に注意!

(6) 所得の種類

所得とは、収入金額から必要経費等を差し引いた金額のことを言います。その種類によって計算方法は異なり、給与や年金は収入金額等に応じて計算式が変わるものや、事業所得のようにその収入を得るために要した実際の経費などを差し引くものなどがあります。

所得の種類	所得の概要説明
利子所得	預貯金や公社債の利子、公社債投資信託の収益の分配などに係る所得
配当所得	法人から受ける剰余金の配分や利益の配当、投資信託の分配などに係る所得
不動産所得	土地や建物などの不動産、借地権などの不動産に存する権利、船舶などの貸付けから生じる所得
事業所得	農業、漁業、製造業、卸・小売業、サービス業、医師、弁護士などの事業から生じる所得
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費および賞与などに係る所得
退職所得	退職によって雇主から一時に受ける給与やこれに類する性質を有する給与
山林所得	山林の伐採による所得または譲渡による所得
譲渡所得	土地や建物、船舶、機械、借地権などの資産の譲渡による所得
一時所得	懸賞金や競馬等の払戻金、生命保険金などの一時的な性質をもつ所得
雑所得	上記のいずれにも該当しない所得（公的年金や事業から生じたものではない報酬など）

■ 給与所得の計算

給与等の収入金額(円)		給与所得(円)	
以上	以下		
551,000	未満	0	
551,000	1,618,999	収入金額 - 550,000	
1,619,000	1,619,999	1,069,000	
1,620,000	1,621,999	1,070,000	
1,622,000	1,623,999	1,072,000	
1,624,000	1,627,999	1,074,000	
1,628,000	1,799,999	A = 収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)	A × 4 × 0.6 + 100,000
1,800,000	3,599,999		A × 4 × 0.7 - 80,000
3,600,000	6,599,999		A × 4 × 0.8 - 440,000
6,600,000	8,499,999	収入金額 × 0.9 - 1,100,000	
8,500,000	以上	収入金額 - 1,950,000	

※左の表のほか、給与等の収入金額が850万円を超え、特別障害者や扶養親族の状況等で一定の条件を満たす場合は所得金額調整控除があります。

※給与所得控除額の1/2を超える特定支出（通勤費や転居費用など）がある場合の特例もあります。

■ 公的年金等に係る雑所得の計算 ※年齢は課税される年の1月1日現在で判断します

年齢	年金等の収入金額		公的年金等に係る雑所得		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計		
	超	以下	1,000万円以下	2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下		収入金額 - 60万円	収入金額 - 50万円	収入金額 - 40万円
	130万円	410万円	収入金額 × 0.75 - 27.5万円	収入金額 × 0.75 - 17.5万円	収入金額 × 0.75 - 7.5万円
	410万円	770万円	収入金額 × 0.85 - 68.5万円	収入金額 × 0.85 - 58.5万円	収入金額 × 0.85 - 48.5万円
	770万円	1,000万円	収入金額 × 0.95 - 145.5万円	収入金額 × 0.95 - 135.5万円	収入金額 × 0.95 - 125.5万円
	1,000万円超		収入金額 - 195.5万円	収入金額 - 185.5万円	収入金額 - 175.5万円
65歳以上	330万円以下		収入金額 - 110万円	収入金額 - 100万円	収入金額 - 90万円
	330万円	410万円	収入金額 × 0.75 - 27.5万円	収入金額 × 0.75 - 17.5万円	収入金額 × 0.75 - 7.5万円
	410万円	770万円	65歳未満と同じ		
	770万円	1,000万円			
	1,000万円超				

■ 総所得金額

総所得金額は、次の所得の合計（純損失または雑損失の繰越控除後）です。

通常の所得割額に係る税率の対象となる所得合計額であり、そこから所得控除を差し引いた後に残った金額に税率がかけられます。

利子所得、配当所得（総合課税の対象としたもの）、不動産所得、事業所得、給与所得
総合課税の対象となる長期譲渡所得（1/2後）及び短期譲渡所得、一時所得（1/2後）、雑所得

■ 合計所得金額

合計所得金額は、次の所得（純損失または雑損失の繰越控除を適用しないで計算された額）の合計です。

均等割額の非課税基準や被扶養の判定などに用いられる所得額です。

総所得金額（純損失または雑損失の繰り越し控除前）、土地等に係る事業所得、
上場株式等に係る配当所得（分離課税）、長期譲渡所得（分離課税）、短期譲渡所得（分離課税）
一般株式等に係る譲渡所得、上場株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得
山林所得及び退職所得

■ 総所得金額等

総所得金額等は、次の所得（純損失または雑損失の繰越控除を適用後の額）の合計です。

所得割額の非課税基準の判定などに用いられる所得額です。

総所得金額、土地等に係る事業所得、長期譲渡所得（分離課税）、短期譲渡所得（分離課税）
上場株式等に係る配当所得（分離課税）、一般株式等に係る譲渡所得
上場株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得、山林所得及び退職所得

(7) 所得控除の種類

所得金額から差し引く控除を「所得控除」と言います。

控除にあたっては順序があり、まずは総所得金額から控除します。そこで控除不足がある場合は、土地等に係る事業所得、短期譲渡所得（分離課税）、長期譲渡所得（分離課税）・・・と順次差し引いていきます。

所得控除の種類	要件 ※いずれも前年中に発生したものが対象	控除額
雑損	本人や生計を一にする親族が災害や盗難などで生活に必要な資産に受けた損失額	①②のいずれか多い方の額 ①損失額－補てん額－総所得金額等×0.1 ②災害関連支出額－5万円
医療費（一般）	本人や生計を一にする親族のために支払った医療費 ※特例との併用不可	①②のいずれか少ない方の額（上限200万円） ①医療費－補てん額－総所得金額等×0.05 ②医療費－補てん額－10万円
医療費（特例）	健康診査や予防接種など一定の取組を行ったうえで スイッチO T C医薬品の購入費 ※一般との併用不可	医薬品費－補てん額－1.2万円（上限8.8万円）
社会保険料	本人や生計を一にする親族のために支払った健康保険料や国民年金保険料、介護保険料等	支払額
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度または心身障害者扶養共済制度等に基づく掛金	支払額
生命保険料	生命保険契約や介護医療保険契約、個人年金保険契約等の保険料または掛金	一般生命保険料控除および個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の合計（上限7万円）
地震保険料	損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料または掛金 ※平成18年末までに締結した長期損害保険料も対象	地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の合計（上限2.5千円） ※旧長期損害保険料控除のみの場合は上限1万円

所得控除の種類	要件 ※いずれも前年の12月31日現在	控除額
障害者	本人または配偶者、扶養親族が障害者 ※扶養控除が適用されない16歳未満の扶養親族等も対象	1人につき 26 万円 (特別障害者は30万円)
障害者(加算)	同居の配偶者または扶養親族が特別障害者 ※扶養控除が適用されない16歳未満の扶養親族等も対象	1人につき 23 万円を加算
ひとり親	・性別不問 ・本人がひとり親(未婚・離別・死別は不問) ・事実上の婚姻関係者がいない ・本人の前年の合計所得金額 ≤ 500万円 ・生計を一にする子(総所得金額等 ≤ 48万円)がいる	30 万円
寡婦	・女性のみ ・本人の前年の合計所得金額 ≤ 500万円 ・事実上の婚姻関係者がいない ・つぎのいずれかに該当 ア. 離婚後に婚姻をしておらず子以外の扶養親族がある イ. 死別後に婚姻をしていない ウ. 夫の生死が明らかでない	26 万円
勤労学生	前年の合計所得金額が75万円以下で、勤労所得等以外の所得が10万円以下の勤労学生	26 万円
配偶者	本人の合計所得 ≤ 1,000万円、生計を一にする配偶者が次のいずれにも該当する ア. 前年の合計所得 ≤ 48万円 イ. 事業専従者でない ウ. 他のひとの扶養親族になっていない	本人の合計所得金額による ※括弧内は配偶者が70歳以上の場合 900万円以下 33 万円(38 万円) 950万円以下 22 万円(26 万円) 1,000万円以下 11 万円(13 万円)
扶養	生計を一にする扶養親族が次のいずれにも該当する ア. 前年の合計所得 ≤ 48万円 イ. 事業専従者でない ウ. 他のひとの扶養親族になっていない	15歳以下 なし 16～18歳、23～69歳 33 万円 19～22歳 45 万円 70歳以上 38 万円 70歳以上で同居の父母 45 万円 ※義父母も対象
配偶者特別	本人の合計所得 ≤ 1,000万円、生計を一にする配偶者が次のいずれにも該当する ア. 合計所得が48万円を超え133万円以下 イ. 事業専従者でない ウ. 他のひとの扶養親族になっていない ※夫婦間相互の控除適用はできない	別表1参照
基礎	本人の合計所得金額が2,500万円以下	本人の合計所得金額による 2,400万円以下 43 万円 2,450万円以下 29 万円 2,500万円以下 15 万円



 本人の状態や扶養家族の年齢などは前年の12月31日で判断するのだな



■ 別表1 配偶者特別控除の額

配偶者の合計所得		本人の合計所得金額		
超	以下	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
48万円	100万円	33万円	22万円	11万円
100万円	105万円	31万円	21万円	11万円
105万円	110万円	26万円	18万円	9万円
110万円	115万円	21万円	14万円	7万円
115万円	120万円	16万円	11万円	6万円
120万円	125万円	11万円	8万円	4万円
125万円	130万円	6万円	4万円	2万円
130万円	133万円	3万円	2万円	1万円

所得の多い納税者は
控除額が少なくなる



(8) 税額控除等の種類

所得控除とは異なり、課税総所得金額などに税率をかけて算出した税額から差し引く控除です。

控除の種類	要件の概要・控除額
配当控除	<p>内国法人から支払いを受ける剰余金の配当や利益の配当などがある場合は、その配当所得に一定の率をかけた金額を控除する。課税総所得金額等の合計額や配当の種類などにより率が変わります。</p> <p>例) 課税総所得金額等の合計額が</p> <p>1,000万円以下の部分 市民税1.6% 県民税1.2%</p> <p>1,000万円を超える部分 市民税0.8% 県民税0.6%</p>
外国税額控除	<p>外国で得た収入に対して、その国で課された所得税や住民税に相当する額を次の順に控除します。</p> <p>所得税 → 県民税(控除限度額内) → 市民税(控除限度額内)</p>
住宅借入金等特別税額控除	<p>所得税で控除しきれなかった場合に住民税からも控除されます。</p> <p>入居した年により計算方法が異なります。</p>
寄附金税額控除	<p>次のア～ウに対して寄附をした場合に控除します。</p> <p>ア. 地方自治体</p> <p>イ. 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社の支部</p> <p>ウ. 都道府県や市区町村が条例に定めるもの</p> <p>控除額はつぎの①と②の合計です。※()内の数値は指定都市に居住する方の場合</p> <p>① (ア+イ+ウ) - 2,000円 に対して</p> <p>市民税: 6% (8%) 県民税: 4% (2%)</p> <p>※合計で総所得金額等の30%を限度とする</p> <p>② (ア-2,000円) × (90% - 納税者に適用された所得税最高税率 × 1.021) に対して</p> <p>市民税: ×0.6 (0.8) 県民税: ×0.4 (0.2)</p> <p>※合計で市・県民税所得割額の20%を限度とする</p> <p>ワンストップ特例制度を利用する場合は所得税からの控除がない代わりに、上記①②に加えて所得税の控除相当分も市・県民税から控除します。</p>
配当割額・株式等譲渡所得割額	<p>住民税を特別徴収されている配当や株式等譲渡所得を所得税の確定申告または住民税の申告で記載した場合は、それら特別徴収されている住民税を控除します。※控除しきれない額は還付</p>
調整控除	<p>合計所得金額が2,500万円以下の場合について、所得税と住民税の人的控除(扶養控除等)の差から生じる負担額を調整するもの。</p> <p>次の①②について住民税の課税所得金額の合計額により計算方法がア、イのようになります。</p> <p>① 所得税との人的控除額の差の合計額 ② 住民税の課税所得金額の合計額</p> <p>ア. 200万円以下の場合 ①と②の少ない方の額 × 5% (市3%、県2%)</p> <p>イ. 200万円を超える場合 [① - (② - 200万円)] × 5% (市3%、県2%)</p> <p>※[]内が5万円未満の場合は[]内は5万円として計算</p>

(9) 申告書等の提出

■ 個人の納税義務者

毎年、1月1日現在で住んでいた市区町村に申告書を提出しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申告の必要はありません。

- ① 前年の合計所得金額が基礎控除額の上限額（43万円）以下である
- ② 前年の所得が給与のみであり、勤務先が年末調整をしたうえで市に給与支払報告書を提出している
- ③ 前年の所得が公的年金等のみであり、所得控除が年金支払者へ届出ているもののみである
- ④ 所得税の確定申告を提出した

■ 給与や公的年金等の支払者

給与等の支払者は、前年に給与等を支払った役員や従業員等のそれぞれについて、1月1日現在で住んでいた市区町村に給与支払報告書を1月31日までに提出しなければなりません。公的年金等についても同様です。

(10) 納付方法

■ 普通徴収（納付書・口座振替等）

事業を営んでいるひとなどは市から送付する納付書で納めるか、登録済みの金融機関口座からの引き落としとなります。

1年分の市・県民税を4期（6月、8月、10月、翌年1月の各末日）に分けて納めていただきます。

■ 給与からの特別徴収

給与所得者などは、毎月の給与から12分割された市・県民税を差し引かれます。

毎年、6月から新しい年度の市・県民税に切り替わります。

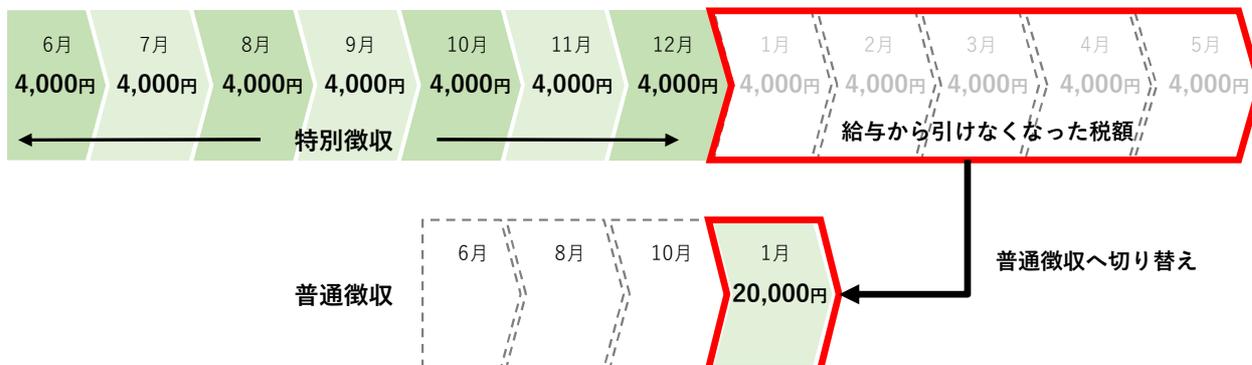


退職した場合の普通徴収への切り替え

退職したことで給与から市・県民税を徴収できなくなった場合に、次の例外を除いてその年度の残りの税額が普通徴収へ切り替えられます。

- ① 新しい会社等へ移り、引き続き特別徴収するよう新たな勤務先へ申し出た場合
- ② 6月1日から12月31日までの間に退職し、残りの税額を一括で特別徴収するよう申し出た場合
- ③ 1月1日から4月30日までの間に退職し、残りの税額を一括で特別徴収されている

普通徴収への切り替え例（年税額48,000円 12月で退職）



■ 公的年金からの特別徴収

4月1日現在で65歳以上のひとが対象で、公的年金等に係る市・県民税を老齢等年金給付から差し引かれます。詳しくは次のページに記載しています。

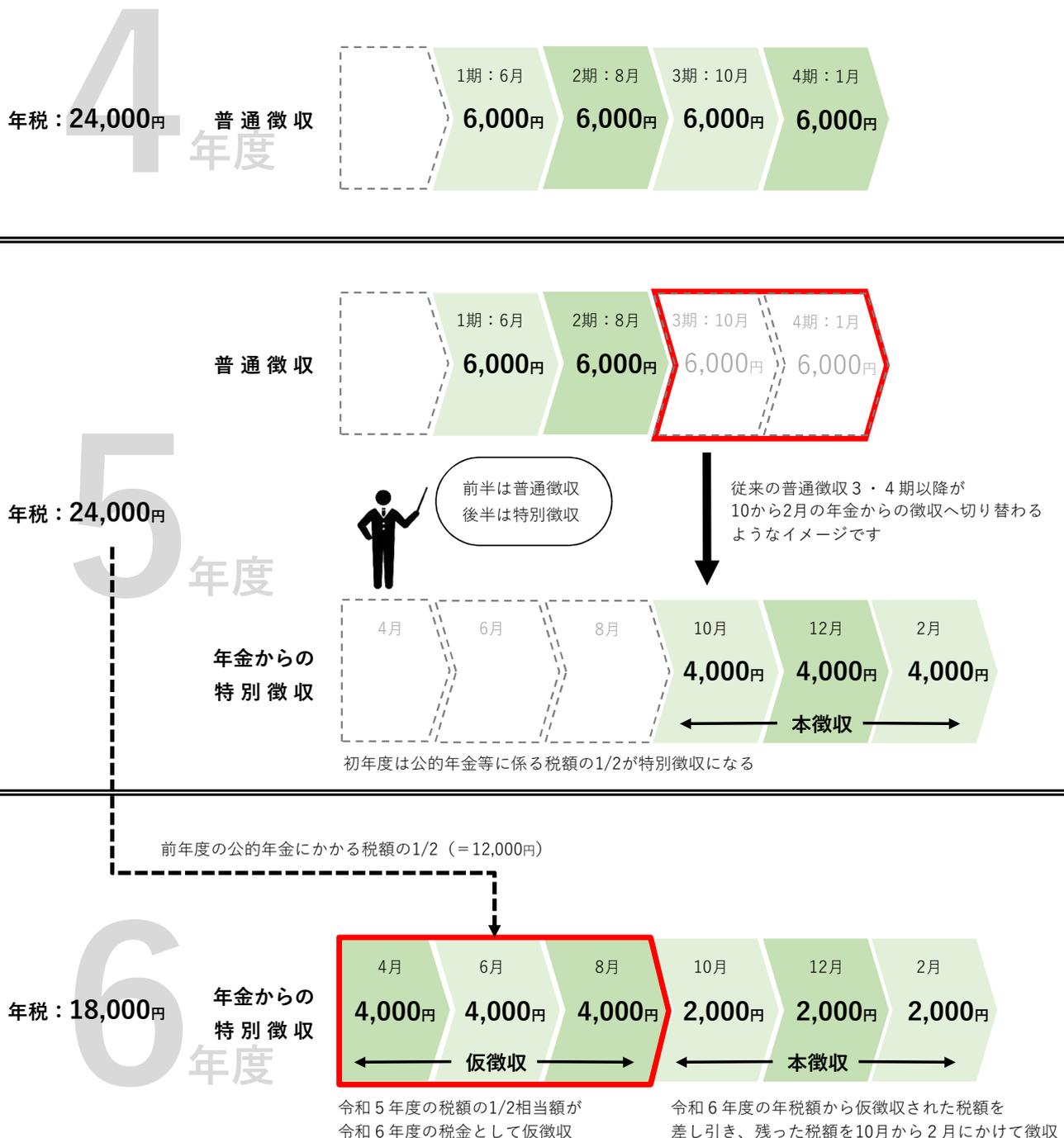
■ 年金からの特別徴収

年金からの特別徴収は公的年金等に係る税額を対象に実施されています。

説明が難しくならないよう、以下の説明は、公的年金等に係る税額のみであることを前提とします。

初めて特別徴収が開始される年度は、対象となる税額の半分が普通徴収（6月、8月）となり残りの半分は10月、12月、翌年2月に給付される老齢等年金から3分割で徴収されます。次の年度からは4月から8月にかけて、前年度の公的年金等に係る税額の1/2相当額が徴収され（仮徴収）、残りを10月からの3分割で徴収されることになります。

次の徴収例は、年金からの特別徴収が令和5年度に始まる場合です。前年度の状況からの変化を示しています。



法人市民税

法人市民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるものです。西宮市内に事務所等を有する法人に課税されます。均等割額と法人税割額があります。

(1) 納税義務者

法人の区分		均等割	法人税割
市内に事務所・事業所がある法人		○	○
市内に事務所・事業所はないが、寮や保養所等がある法人		○	—
公益法人等	収益事業を行うもの	○	○
	収益事業を行わないもの	○	—
法人でない社団等	収益事業を行うもの	○	○
	収益事業を行わないもの	—	—

(2) 均等割額

$$\text{均等割額} = (\text{税率} \times \text{事務所等を有していた月数}) \div 12$$

資本金等の額	従業者数	税率(年額)
50億円超	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円超 50億円以下	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円超 10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下	50人超	144,000円
上記以外		60,000円

※資本金等の額は、「無償増資または減資等の調整後の額」と「資本金+資本準備金」のいずれか大きいほうの額をいう。

※従業者数は、市内にある事務所や寮などの従業者数の合計をいう。

(3) 法人税割額

$$\text{法人税割額} = \text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率}$$

法人の区分	開始する事業年度	
	H26.10.1~R1.9.30	R1.10.1~
① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人		
② 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ③ 資本金又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は①に同じ)	法人税割の課税標準となる法人 税額が年400万円を超える	12.1% 8.4%
④ 人格のない社団・財団で、代表者もしくは管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの、または法人課税信託の引受けを行うもの(個人含む)	法人税割の課税標準となる法人 税額が年400万円以下	9.7% 6.0%

(4) 申告納付の種類と時期

法人市民税では、納税義務者が税額を算出し、申告書を提出して納税する申告納付の制度がとられています。

■ 中間申告

法人税の中間申告の義務がある法人などは、次のアまたはイの方法により法人市民税の中間申告もしなければなりません。いずれの方法でも、申告納付期限：事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内です。

ア. 予定申告書の提出

法人税割額：前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数

均等割額：均等割税率(※1) × 算定期間中において事務所等を有していた月数(※2) ÷ 12

(※1) 均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は、前事業年度末日現在のものとなります。

(※2) 月数は暦で計算し、1ヶ月に満たない場合は1ヶ月として計算します。

イ. 仮決算による中間申告書の提出

法人税割額：事業年度開始の日以後6ヶ月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を
課税標準として計算した法人税割額

均等割額：均等割額 ÷ 2

■ 確定申告

法人税の確定申告の義務がある法人などは、法人市民税の確定申告もしなければなりません。申告納付期限は原則として事業年度終了後から2ヶ月以内です。

納付額：法人税額を課税標準として計算した法人税割額 + 均等割額 - 中間申告で納付済の額

(5) 減免

次の場合には、減免の制度があります。

均等割額全額免除

ア. 公益社団法人又は公益財団法人(収益事業を行う場合を除く)

イ. 一般社団法人又は一般財団法人のうち、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人
(収益事業を行う場合を除く)

ウ. 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(収益事業を行う場合を除く)

エ. 政治資金規正法第3条に規定する政治団体及び政党

均等割額5割相当額免除

オ. 中小企業等協同組合法第3条による企業組合

詳細は市のホームページをご覧ください



個人市民税



法人市民税



2. 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを総称して固定資産といいます）に対してかかる税です。

都市計画税は、都市計画事業等に要する費用の一部を負担していただくために設けられた目的税で市街化区域内の土地・家屋に対してかかります。

固定資産税と都市計画税は、その固定資産が所在する市町村にあわせて納めることとされています。

(1) 納税義務者

賦課期日である毎年**1月1日現在**、市内に固定資産を所有している人（個人又は法人）で、具体的には次の人です。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※償却資産、市街化調整区域内の土地・家屋には都市計画税はかかりません。

(2) 固定資産の種類（地目、用途、種類）

課税対象となる固定資産は次のようなものです。

土地	宅地、田、畑、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地
家屋	居宅、店舗、工場、倉庫、事務所など
償却資産	事業に使用している機械・器具などで次のようなものです。 ・構築物 … 舗装路面、広告塔、植栽など ・機械及び装置 … 工作機械、受変電設備など ・船舶・航空機 … 貨物船、ヘリコプターなど ・車両及び運搬具 … 大型特殊自動車、台車など ・工具・器具・備品 … 机、パソコン、レジスターなど

■ 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況を1月31日までに申告しなければなりません。

- 申告書類などは…**資産税課償却資産チーム**（Tel 0798-35-3223）

(3) 税額の算出方法

$$\text{固定資産税の年税額} = \text{課税標準額} \times 1.4\%$$

$$\text{都市計画税の年税額} = \text{課税標準額} \times 0.3\%$$

■ 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録した評価額（価格）が課税標準額となります。ただし、土地については、住宅用地の特例、負担調整措置（P17参照）などがあります。

■ 免税点

同一の人が市内に所有する土地、家屋、償却資産について、それぞれの課税標準額の合計が次の額に満たない場合は、固定資産税は課されません。

なお、固定資産税が課されない場合は、都市計画税も課されません。

・土地 **30万円** ・家屋 **20万円** ・償却資産 **150万円**

(4) 納税方法

市役所からお送りする納税通知書により、固定資産税・都市計画税の合計額の1年分を4回に分けて納めていただきます。令和5年度（2023年度）分の納期限は次のとおりです。

納税通知書には、課税対象になる土地・家屋の所在、地番、家屋番号、床面積、地積、評価額、課税標準額などを記載した課税明細書を同封しています。

第1期 令和5年5月31日	第3期 令和5年12月25日
第2期 令和5年7月31日	第4期 令和6年2月29日

(5) 固定資産の評価及び価格の決定

土地、家屋については、3年に一度の基準年度（令和3年度が基準年度で、次回は令和6年度です。）に総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、固定資産評価員が評価して市長が評価額（価格）を決定します。基準年度に決定した評価額は、原則として3年間据え置かれますが、この基準年度以外でも家屋に新增改築、土地の区画・形質の変更や地目の変更などがあれば改めて評価します。

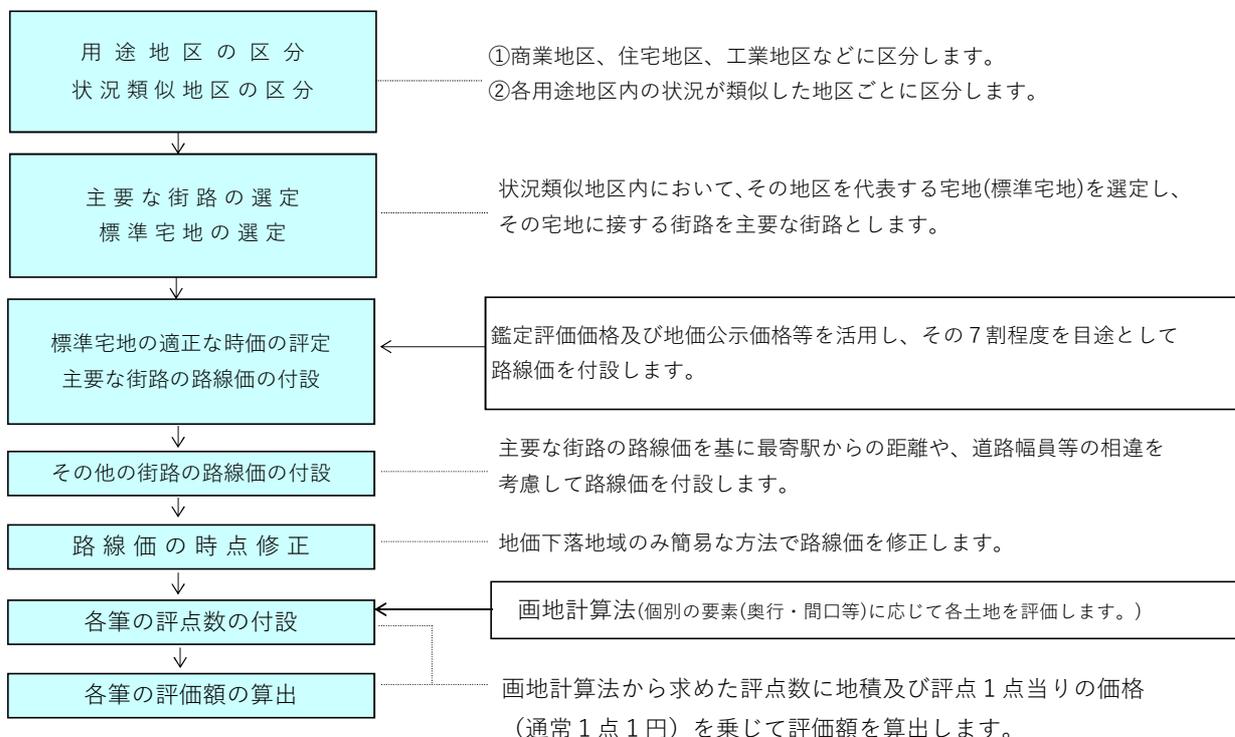
ただし、地価の下落が認められる地域の土地（宅地等）については、基準年度以外の年度においても地価の下落に対応した価格修正を行います。

償却資産については、毎年1月1日現在の資産の状況を記載した申告書の内容に基づいて、価格を決定します。

■ 土 地

宅地等の評価は、固定資産評価基準に基づき売買実例価格から求める正常売買価格に基づいて適正な時価を求める方法（下記のとおり）により行います。また、宅地以外の土地については、さらに造成費相当分が減額される場合があります。

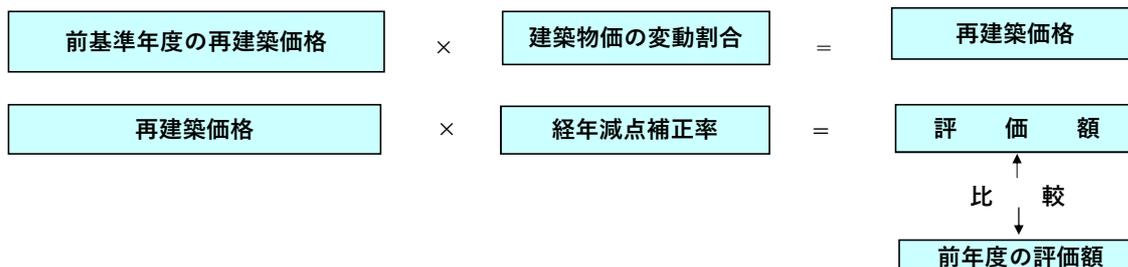
なお、課税地積は、原則として登記簿に登録されている地積によりますが、課税地目は、登記地目に関係なく、1月1日現在の利用状況により認定します。



■ 家 屋

◆ 在来分家屋

3年に一度の基準年度ごとに評価替えを行います。具体的には、評価する家屋と同じ家屋を新築した場合に必要な価格（再建築価格）を求め、これに経過年数に応じた補正率（経年減点補正率）を乗じて評価額を算出します。この評価額と評価替え前の評価額を比較して、いずれか低い方を評価額とします。なお、再建築価格には、建築物価の変動分を考慮しています。



◆ 新・増築家屋

新築家屋については、各部分別(屋根、基礎、外壁、内壁、天井、床、設備など)に、それぞれ使用されている建築資材の種類、施工量等を実地に調査し、固定資産評価基準に基づき、評価額を算出します。
増築家屋については、新築家屋と同じ方法で増築部分の評価額を算出し、これに在来家屋部分の評価額を加算して一棟の評価額を算出します。

$$\boxed{\text{再建築価格}} \times \boxed{\text{経年減点補正率}} = \boxed{\text{評価額}}$$

● 家屋の評価についてのお問い合わせは … 資産税課 家屋第1・第2チーム (Tel 0798-35-3225・3227)

■ 償却資産

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少(定率法による減価)を考慮して評価します。具体的には、次の計算方法で評価額を求めます。

◆ 前年中に取得された償却資産の場合

$$\boxed{\text{取得価額}} \times (1 - \text{減価率} / 2) = \boxed{\text{評価額}}$$

◆ 前年前に取得された償却資産の場合

$$\boxed{\text{前年度の評価額}} \times (1 - \text{減価率}) = \boxed{\text{評価額}}$$

※ 評価額が取得価額の5%より小さい場合は、取得価額の5%を評価額とします。

■ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

毎年4月1日から第1期納期限までの間、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。これは、他の土地や家屋の価格(評価額)との比較を通じて自己の資産に対する評価の適正さを判断する制度です。(令和5年度は、4月1日から5月31日まで。)

また、宅地の評価に使う路線価を本市ホームページの地理情報システム「にしのみやWeb GIS」で公開しています。

■ 固定資産課税台帳の閲覧制度及び価格等の証明制度

納税義務者のほか、借地人・借家人等(P32参照)が借地・借家資産について、固定資産課税台帳の閲覧・証明申請ができることとなっています(証明は有料です)。

※ 閲覧申請及び証明の発行の際には

閲覧できる方を確認するため、運転免許証や個人番号(マイナンバー)カード等、本人と確認できるものをお持ち下さい。また、代理人の方は必ず委任状を、借地人・借家人等の方は賃貸契約書等、事実を確認できるものをお持ちください。

■ 固定資産評価審査委員会

課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格(評価額)を登録した旨が公示された日から、納税通知書を受け取った日後3か月以内(価格変更通知を受け取った場合は、その翌日から3か月以内)に、西宮市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。ただし、基準年度(3年に1度の評価替えの年度)以外では、地目の変換、家屋の新築、増築、改築又は損壊等があった場合などに限られます(詳しくはP33・34をご覧ください)。

● 委員会についてのお問い合わせは … 委員会事務局 (Tel 0798-35-3200)

■ 減免等

分譲マンション等で防火水槽用地等の公益施設がある場合、要件を満たせば、申請によりその面積相当の税の減免を行います(ただし、地表面を通路・駐車場等他の用途に利用している場合は、減免の対象となりません)。

また、宅地等で崖地等の使用できない部分がある場合、一定の要件を満たせば、申請により評価額の減額を行います。

(6) 区分所有家屋の敷地の課税方法

分譲マンション等の区分所有家屋の敷地の用に供されている土地のうち、次の要件を満たす共用土地に対する固定資産税・都市計画税については、全体の税額を各区分所有者の共用土地の持分割合などによってあん分した税額により分割課税されます。

■ 分割課税の要件

- ① 共用土地が区分所有家屋の所有者全員によって共有されていること
- ② 各共有者の土地の持分割合が、その者の区分所有家屋の共用部分の持分割合と一致すること

(7) 共用私道等の軽減措置

私人が所有している土地のうち、その全部又は一部を公道（公衆用道路）あるいは共用私道に提供している場合は、申請により次のように軽減されます。
ただし、その範囲が図面上明確に区分できていることが必要です。

用途	公衆用道路	共用私道
軽減の割合	非課税	宅地価格の1/10に軽減
要件	①次の要件をすべて満たす道路 ・道路の両端が公道に接すること ・幅員がおおむね1.8m以上あること ・不特定多数人の使用に供していること ・通行上の制約がないこと ・道路としての形態及び構造（舗装、側溝等）を有し、区分が明確なものを有し、区分が明確なもの ・建築物の「敷地」でないこと ②右記共用私道の要件を満たしている建築基準法上の道路	①次の要件をすべて満たす道路 ・道路の一端が公道に接すること ・幅員がおおむね1.8m以上あること ・特定多数人（所有者の異なる複数の土地又は家屋）の使用に供していること ・通行上の制約がないこと ・道路としての形態及び構造（舗装、側溝等）を有し、区分が明確なものを有し、区分が明確なもの ・建築物の「敷地」でないこと
申請書類	・非課税・軽減申請書 ・測量図又はそれにかわる図面（建築確認申請時の図面等、該当部分の地積が明らかなもの）	

※ 公衆用道路又は共用私道として非課税又は軽減されている土地であっても、以下のように上記要件を満たさなくなった場合は、非課税措置又は軽減措置が適用されなくなることがあります。

例)

- ・公衆用道路の場合は道路の両端又は一端が、共用私道の場合は道路の両端が公道に面しなくなった。
- ・物が置かれる等して通行が阻害されていることが常態となっている。
- ・一部又は全部が建物等構築物の敷地となっている。
- ・公衆用道路の場合は、「関係者以外通行禁止」の趣旨の表示物が設置されている。

● 申請書類などは…**資産税課 土地第1・第2チーム** (Tel 0798-35-3221)

北部土地家屋チーム (Tel 0797-61-0048)

(8) 土地に対する特例措置

■ 住宅用地に対する課税標準の特例

居住用の住宅用地については、評価額（価格）に次の割合を乗じて得た額を課税標準とします。

住宅用地	税目	特例の率
小規模住宅用地 (住宅用地のうち、住戸1戸当り200㎡までの部分)	固定資産税	6分の1
	都市計画税	3分の1
一般住宅用地 (住宅用地のうち、住戸1戸当り200㎡を超える部分)	固定資産税	3分の1
	都市計画税	3分の2

※ 住宅用地に対する課税標準の特例は専用住宅については家屋の床面積の10倍相当まで適用されますが、併用住宅については家屋の敷地面積に次の表の率を乗じて算出した面積が適用限度となります。

※ 住宅用地とは、固定資産税（土地）の賦課期日である1月1日現在において、住宅用家屋（人の居住の用に供する家屋）の敷地として利用されている土地のことをいい、住宅用家屋の敷地として利用されていない土地に比べ税額が大幅に軽減されることになっています。

※ 住宅用地に対する特例措置は、原則として当該土地が1月1日現在で住宅用家屋の敷地として利用されている場合にのみ適用されるもので、新たに住宅の建設が予定されている土地や住宅が建築中の土地はこの特例措置の適用がありません。

家屋	居住部分の割合	適用率
下記の家屋以外の家屋	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上	1.0
地上5階以上の耐火建築物である家屋	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上4分の3未満	0.75
	4分の3以上	1.0

住宅用地の認定を行うため、次のような場合はご連絡ください。

◆ 住宅を新築・増築・建替え・取り壊した ◆ 土地・家屋の用途を変更した ◆ 隣地を取得した

● 申請書類などは…**資産税課 土地第1・第2チーム** (Tel 0798-35-3221)

北部土地家屋チーム (Tel 0797-61-0048)

■ 土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担

令和3年度の評価替えに伴い、「負担水準の均衡化」を重視することを基本的な考え方として、令和3年度から令和5年度までの税負担について、宅地等のうち、負担水準の高い土地についてはその税負担を抑制し、負担水準の低い土地はなだらかに引き上げる調整措置が講じられています。税負担の調整措置は、負担水準の区分に応じて行います。なお、税負担の調整措置に使用する前年度の課税標準額は、前年中に、土地の状況等（地目、区画、形質、特例適用等）の変更があった場合は、比準課税標準額（前年度も本年度と同じ状況であったとした場合の課税標準額）となります。

① 非住宅用地（住宅用地と認定されていない宅地等（建築中含む。））の税負担の調整措置

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}}$$

負担水準の区分	負担調整（今年度の課税標準額の算出）
70%超	今年度の評価額の70%に引き下げ
60%以上70%以下	前年度の課税標準額を据置き
60%未満	前年度の課税標準額 + 今年度の評価額の5% 〔ただし 上限：今年度の評価額の60% 下限：今年度の評価額の20%〕

② 住宅用地・市街化区域農地の税負担の調整措置

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の本則課税標準額（評価額 × 特例率）}}$$

特例率は「住宅用地に対する課税標準の特例」の項を参照してください。

負担水準の区分	負担調整（今年度の課税標準額の算出）
100%以上	本則課税標準額（評価額 × 特例率）
100%未満	前年度の課税標準額 + 今年度の本則課税標準額の5% 〔ただし 上限：今年度の本則課税標準額 下限：今年度の本則課税標準額の20%〕

③ 宅地評価以外の土地（一般山林及びその他の地目）の税負担の調整措置

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}}$$

負担水準の区分	負担調整（今年度の課税標準額の算出）
100%以上	今年度の評価額
100%未満	前年度の課税標準額 + 今年度の評価額の5% 〔ただし 上限：今年度の評価額 下限：今年度の評価額の20%〕

④ 農地（一般農地及び生産緑地）の税負担の調整措置

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}}$$

負担水準の区分	負担調整（今年度の課税標準額の算出）
90%以上	前年度の課税標準額 × 1.025 〔ただし 上限：今年度の評価額〕
80%以上90%未満	前年度の課税標準額 × 1.05
70%以上80%未満	前年度の課税標準額 × 1.075
70%未満	前年度の課税標準額 × 1.1

(9) 家屋に対する特例措置

■ 新築住宅に対する固定資産税の減額

令和6年3月31日までに新築された住宅が次の要件に該当するとき、居住部分の床面積120㎡までの部分について、その家屋の固定資産税額の2分の1が減額されます（都市再生特例措置法第88条に基づき、適正な立地を促すために行った勧告に従わないで新築された一定の住宅は除く）。

減額される期間は、3階建以上の耐火住宅・準耐火住宅については新たに課税される年度から5年度間、その他の住宅は3年度間です。なお、都市計画税にはこの減額措置はありません。

① 居住部分の 床面積要件

一般住宅の床面積	50㎡以上～280㎡以下
共同貸家住宅の 1戸当たりの床面積	40㎡以上～280㎡以下

※区分所有家屋については、各専有部分に共用部分を含めて加えた床面積で判断します。

② 居住部分の割合要件：居住部分の床面積が家屋の延床面積の2分の1以上

■ 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額

平成21年6月4日から令和6年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅で次の要件に該当するとき、居住部分の床面積120㎡までの部分について、その家屋の固定資産税額の2分の1が減額されます。

減額される期間は、3階建以上の耐火住宅・準耐火住宅については新たに課税される年度から7年度間、その他の住宅は5年度間です。なお、都市計画税にはこの減額措置はありません。

① 居住部分の 床面積要件

一般住宅の床面積	50㎡以上～280㎡以下
共同貸家住宅の 1戸当たりの床面積	40㎡以上～280㎡以下

※区分所有家屋については、各専有部分に共用部分を含めて加えた床面積で判断します。

② 居住部分の割合要件：居住部分の床面積が家屋の延床面積の2分の1以上

申請方法

減額を受けようとする対象住宅をご所有の方は、長期優良住宅の認定を受けたことがわかる書類（認定通知書等）を添付のうえ、市に申告をしてください。

※新築住宅に対する固定資産税の減額措置に代えて適用されます。

■ 新築されたサービス付き高齢者向け貸家住宅に対する固定資産税の減額

一定の要件を満たしたサービス付き高齢者向け貸家住宅は、新たに課税される年度から5年度間、1戸当たり床面積120㎡までの部分について、その家屋の固定資産税額の3分の2が減額されます。

減額を受けるためには、市に申告が必要です。なお、都市計画税にはこの減額措置はありません。

■ 住宅耐震改修に伴う固定資産税減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、令和6年3月31日までに、建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合させるように耐震改修（1戸当たり改修費50万円超のもの）した場合は、その家屋の固定資産税額の2分の1（改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の2）が減額されます。減額される期間は、耐震改修が完了した年の翌年度の1年度間です。なお、都市計画税にはこの減額措置はありません。

※対象となる住宅のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物）であったものに係る減額については2年度間となります。

適用範囲

減額の適用となる対象床面積は、1戸当たり120㎡までです。

申請方法

減額を受けようとする対象住宅をご所有の方は、改修後3か月以内に「住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書」を提出してください。

なお、申告の際には、地方公共団体、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した、地震に対する安全性に係る基準を満たす耐震改修を行ったことを証する書類と、耐震改修に要した費用を証する書類を添付してください。（建築士が証明書を発行する場合は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写しを添付してください。）

※バリアフリー改修に伴う減額措置及び省エネ改修に伴う減額措置との重複適用はできません。

■ バリアフリー改修に伴う固定資産税減額措置

65歳以上の方、介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている方又は障害者の方が居住する新築された日から10年以上を経過した住宅について、令和6年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が50万円超のもの）を施工した場合は、その家屋の固定資産税額の3分の1が減額されます。なお、都市計画税にはこの減額措置はありません。

減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分（1年度分限り）が減額されます。

適用範囲

減額の適用となる対象床面積は、100㎡までです。

申請方法

減額を受けようとする対象住宅をご所有の方は、改修後3か月以内に「バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書」を提出してください。

なお、申告の際は、バリアフリー改修工事費用を支払ったことが確認できる書類と、工事明細書及び写真等の関係書類（介護保険被保険者証や障害者手帳等の写し、その他補助金等の決定通知書の写し）を添付してください。

※賃貸の用に供する部分は除きます。

※建物の外部に施工された工事は除きます。

■ 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額措置

平成26年4月1日以前から所在する住宅について、令和6年3月31日までに、窓の改修を含む一定の省エネ改修工事等（補助金等を除く自己負担額が60万円超のもの）を施工した場合は、その家屋の固定資産税額の3分の1（改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の2）が減額されます。なお、都市計画税にはこの減額措置はありません。

減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分（1年度分限り）が減額されます。

適用範囲

減額の適用となる対象床面積は、120㎡までです。

申請方法

減額を受けようとする対象住宅をお持ちの方は、改修後3か月以内に「省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書」を提出してください。

なお、申告の際には、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した省エネ改修を行った事実を証する書類と、補助金等の決定通知書の写しを添付してください。（建築士が証明書を発行する場合は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写しを添付してください。）

※賃貸の用に供する部分は除きます。

※バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置のみ併用して受けることができます。

■ 要安全確認計画記載建築物等の耐震改修に伴う固定資産税減額措置

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合させるように改修工事を施工した場合は、その家屋の固定資産税額（その額が補助対象改修工事に係る工事費の5%に相当する金額を超える場合は、5%に相当する金額）の2分の1が減額されます。

減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度から2年度間です。減額を受けるためには、改修完了後3か月以内に申告が必要です。なお、都市計画税にはこの減額措置はありません。

3. 軽自動車税

軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下、軽自動車等といいます）の所有者に課せられる税です。

(1) 納税義務者

毎年4月1日に、軽自動車等を所有（登録）している人です。

※4月2日以降に軽自動車等を譲渡あるいは廃車しても、4月1日現在所有（登録）していれば、その年度の軽自動車税（種別割）を全額納めていただくことになります。

(2) 税率

車種	税率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー(※)	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他作業用	5,900円
軽自動車(2輪)	125cc超250cc以下	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	6,000円

(※)ミニカーとは、3輪以上で総排気量が90cc以下で、車室を有するもの、または輪距が50cmを超えるものをいいます。

車種		旧税率(※1)	新税率(※2)	重課税率(※3)
軽自動車(3輪)		3,100円	3,900円	4,600円
軽自動車(4輪)	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

(※1)平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた車両については、重課税率が適用されるまでの間は従来の税率が適用されます。

(※2)平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた車両については、重課税率が適用されるまでの間は新税率が適用されます。

(※3)初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した車両については、平成28年度分から重課税率が適用されます。

★軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)について

平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた3輪以上の軽自動車のうち、環境負荷の小さい車両について、1年度分に限り軽自動車税(種別割)を排出ガス性能及び燃費性能の程度などに応じて、一定の割合で軽減する特例が適用されます。詳しくはホームページ「くらし・手続き」→「市税」→「軽自動車税」→「軽自動車税の税率について」をご覧ください。

(3) 納税方法

市役所からお送りする納税通知書により、納期限(毎年5月31日)までに納めていただきます。

(4) 軽自動車等の申告手続き

軽自動車等を取得や廃車したとき、または住所等が変わったときには手続きが必要です。

■原動機付自転車(125CC以下)・小型特殊自動車

代理の方が手続きする場合は、所有者(及び使用者)の住所・氏名・生年月日・電話番号を控えてきてください。

●窓口…税務管理課(TEL0798-35-3209)、各支所(サービスセンター・アクタ西宮ステーションを除く)

事由	必要なもの
ナンバープレートの交付 (登録するとき)	届出者の本人確認書類 販売証明書または廃車済書(再登録用)
ナンバープレートの返納 (廃車・転出・市外の方に譲渡するとき)	届出者の本人確認書類 ナンバープレート 登録票(無くても可)
名義変更 (市内の方に譲渡するとき)	届出者の本人確認書類 登録票(ない場合は、譲渡証明書(前所有者の自署必要))
盗難にあったとき	届出者の本人確認書類 ナンバープレートの番号や車台番号など、車両の特定に必要な情報 盗難届の届出警察署名・届出年月日・受理番号(盗難の場合のみ)

■軽自動車・2輪の小型自動車

車種	3輪・4輪の軽自動車	2輪の軽自動車・小型自動車
手続き お問い合わせ	軽自動車検査協会兵庫事務所 神戸市東灘区御影本町1丁目5番5号 TEL050-3816-1847	神戸運輸監理部兵庫陸運部 神戸市東灘区魚崎浜町34-2 TEL050-5540-2066
案内図		

軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（環境性能割）は、3輪以上の軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両（取得価額が50万円を超えるもの）に対して課される税です。当分の間は、県が賦課徴収を行います。

（1）納税義務者

取得価額が50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した人です。

（2）計算方法

軽自動車税（環境性能割） = 取得価額（円） × 税率（％）

（3）税率（自家用乗用車の例）

区分	税率
電気自動車等	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成車	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車	1.0%
★★★★かつ令和12年度燃費基準55%達成車	2.0%
上記以外の車または令和12年度燃費基準未達成車	2.0%

※上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

（4）納税方法

軽自動車税（環境性能割）は市税ですが、当分の間は県が賦課徴収を行いますので、納税方法は下記までお問合せください。

- 神戸県税事務所 軽自動車税審査課（兵庫県軽自動車会館内） 電話番号：078-822-6050

4. 市たばこ税

(1) 市たばこ税とは

市内で販売されるたばこに対して課される税です。

(2) 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者です。

(3) 納税方法

納税義務者が申告納付します。

(義務者が、毎月の売り渡し分をまとめて、翌月末日までに市に申告し、納めていただくことになります。)

(4) 税率

平成30年度税制改正により、平成30年10月1日からたばこ税の税率が引き上げられました。

この改正は、平成30年10月1日から実施されましたが、激変緩和の観点や予見可能性への配慮から経過措置が講じられ、平成30年、令和2年及び令和3年の3段階に分けて税率が引き上げられました。

期 間	税率 (1,000本あたり)			
	市たばこ税	県たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税
平成30年(2018年)10月1日～	5,692円	930円	5,802円	820円
令和2年(2020年)10月1日～	6,122円	1,000円	6,302円	820円
令和3年(2021年)10月1日～	6,552円	1,070円	6,802円	820円

※ 旧3級品の紙巻たばこ(わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット)については、特例税率が適用されていましたが、上記の引き上げとは別に平成28年4月から段階的に税率が引き上げられており、令和元年10月1日以降、他の紙巻きたばこと同じ税率となりました。

※ 加熱式たばこについては、重量1gごとで紙巻たばこ1本に換算する課税方式から、「重量の要素(重量0.4gごとで紙巻たばこの本数に換算)」と「価格の要素(紙巻たばこ1本当たりの平均価格で紙巻たばこの本数に換算)」を1:1の比率で紙巻たばこの本数に換算する課税方式となり、平成30年10月1日から令和4年10月1日まで5年間かけて段階的に移行しました。

(5) たばこ税の手持品課税について

たばこ税の税率引上げ時点において、引上げ対象のたばこを販売するために一定数量所持する販売業者に対して、そのたばこの税率引上げ分に相当するたばこ税が課税され、これを「手持品課税」といいます。

5. 入湯税

(1) 入湯税とは

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備、観光の振興に当てられる目的税です。

(2) 納税義務者

鉱泉浴場(温泉施設)を利用される方(入湯客)です。

(3) 税率

宿泊者 1人1日 150円(1泊をもって1日となります。)

その他の者(宿泊を伴わない日帰り客) 1人1日 75円

(4) 課税免除

入湯税(宿泊・日帰り入湯者とも)の課税が免除される方は、次のとおりです。

① 年齢12歳未満の方

・小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。(外国人の観光客であっても、上記の年齢条件を満たしている場合は、課税が免除されます。)

② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

・「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。
・「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設をいいます。

③ 六甲保養荘(越水字社家郷山1-95)の浴場に入湯する方のうち年齢60歳以上の方若しくは身体障害者等の方

・当該施設が地域における公共的な役割を果たしている見地から、当該浴場の入湯者のうちの60歳以上の方、障害者(知的、精神障害者を含む)の方(いずれも本人限り)については、課税が免除されます。

- ④ 学校教育上の見地から行われる行事の場合において入湯する方
 - ・学校（学校教育法第1条で規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又は引率する方が対象となります。
- ⑤ 一般の鉱泉浴場における通常の入湯料金に比較して著しく低い入湯料金で鉱泉浴場に入湯する方
 - ・物価統制令施行令により兵庫県知事が公衆浴場入浴料金の統制額として指定する金額（令和5年2月1日より490円）から10円控除した金額である480円以下で入湯する方をいいます。
- ⑥ 医療提供施設の浴場に入湯する方
 - ・医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（病院や診療所等）をいいます。）に設置された鉱泉浴場の利用は、保健衛生上の見地から日常生活上で必要であるため課税が免除されます。

(5) 特別徴収義務者

鉱泉浴場（温泉施設）を経営されている方です。

(6) 申告と納入

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）が入湯客から特別徴収し、申告納付します。

（毎月15日までに、前月中において徴収すべき入湯税に係る「入湯者総数、入湯者総数のうち課税免除対象者数、税額、その他必要な事項を記載した納入申告書」により申告納入いただくことになります。）

(7) 経営申告書の提出

西宮市内において、新たに鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記入した経営申告書を提出してください。又、提出した経営申告書の内容に変更（休業、特別徴収義務者・施設名称の変更など）があった場合は、直ちにその旨を記入した経営申告書を提出してください。

(8) 帳簿の記載

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存してください。

6. 事業所税

事業所税は、人口、企業の大都市地域への集中により低下した都市環境の整備や改善のための事業（道路、公園、上下水道、教育文化施設など）に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事業所などにおいて行われる事業に対して課税されます。

区 分		事業にかかる事業所税	
納 税 義 務 者		事業所などにおいて事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	資 産 割	市内の各事業所などの合計床面積（㎡）	
	従 業 者 割	従業者に支払った給与総額	
税 額 の 計 算 方 法	資 産 割	課税標準×600円	
	従 業 者 割	課税標準×0.25%	
納 税 方 法		納税義務者が課税標準額や税額を申告納付します	
申 告 納 付 期 限	個 人	翌年の3月15日	
	法 人	事業年度終了の日から2か月以内	
免 税 点	資 産 割	事業所などの合計床面積が1,000㎡以下	
	従 業 者 割	従業者数の合計が100人以下	
そ の 他	課税されない人 ・国及び公法人 ・公益法人等及び人格のない社団等（ただし収益事業以外のものに限る） 課税されない施設 ・路外駐車場などの都市施設 ・農林漁業を含む者が直接その生産の用に供する施設 ・中小企業の共同化などに供する施設 ・福利厚生施設・防災施設など		

7. 目的税の使途状況（令和3年度決算）

(1) 入湯税

主に、環境衛生施設や消防施設の整備、観光振興の事業などに要する費用2,433百万円に対して、入湯税全額を充当しています。

(2) 事業所税

主に、教育文化施設や社会福祉施設の整備などに要する費用9,035百万円に対して、事業所税全額を充当しています。

(3) 都市計画税

主に、街路事業や下水道整備事業などの都市計画事業費や、これらの事業のために借入れた地方債の償還のための費用5,212百万円に対して、都市計画税収入7,796百万円（新型コロナウイルス感染症対策都市計画税減収補填特別交付金（59百万円）を含む。）のうち4,516百万円を充当し、差額は今後予定される都市計画事業に充当します。

第2章 市税の納付

市税は、西宮市が行う福祉、教育、土木事業などの行政活動の貴重な財源です。市税の納期内納付にご協力ください。

1. 納付場所

(1) 市税は次の場所で納めてください

市がお送りする納付書で納税できるのは、以下の場所です。

※納期限（有効期限）を過ぎますと、これらの金融機関をご利用できなくなります。

※金融機関の合併・統合があった場合には、新金融機関をご利用いただけます。

- 指定金融機関 三井住友銀行
- 指定代理金融機関 りそな銀行、尼崎信用金庫
- 収納代理金融機関
 - ① 銀行
 - みずほ銀行、三菱UFJ銀行、京都銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、山陰合同銀行、中国銀行、みなと銀行
 - ② 信用金庫
 - 播州信用金庫、兵庫信用金庫、日新信用金庫、淡路信用金庫、中兵庫信用金庫
 - ③ 信用組合など
 - 大阪協栄信用組合、近畿産業信用組合、兵庫県医療信用組合、淡陽信用組合、兵庫ひまわり信用組合、近畿労働金庫、兵庫六甲農業協同組合
- ゆうちよ銀行 近畿2府4県の各郵便局（口座振替については全国で取扱えます）
- 全国の地方税統一QR対応金融機関（QRが印字されている納付書のみ）
- コンビニエンスストア セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店
- スマホアプリ モバイルレジ、PayPay、LINE Pay、d払い、J-Coin Pay、au PAY
 - ※以下の納付書は、コンビニエンスストア及びスマホアプリをご利用できません。
 - ・コンビニ収納用のバーコード印字がない納付書又はバーコードの読み取りができない納付書
 - ・1枚あたりの合計金額が30万円を超える納付書
 - ※QRが印字されている納付書は、QRを読み取り、納付することも可能。（一部対象外のスマホアプリあり）
- クレジットカード・インターネットバンキング
 - ① 固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）
 - 「地方税お支払サイト」を利用
 - ② 市県民税（普通徴収）
 - 「西宮市税納付サイト」を利用（納期限の23時30分までに限る）
- その他 市役所本庁、各支所（サービスセンターは除く）
アクタ西宮ステーション
 - （個人市・県民税（普通徴収）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）のみで、納期限（有効期限）までのものに限る）

2. 納付期限・申告期限一覧表

税 目		納 期 限	
個人市民税	普通徴収	第1期	6月末日
		第2期	8月末日
		第3期	10月末日
		第4期	翌年の1月末日
個人市民税	特別徴収（給与）		翌月の10日
	法人市民税	予定 確定	事業年度開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 事業年度終了の日から原則として2ヶ月以内
固定資産税（償却資産含む）・都市計画税	第1期		5月末日
	第2期		7月末日
	第3期		12月25日
	第4期		翌年の2月末日
軽自動車税（種別割）			5月末日
軽自動車税（環境性能割）		当分の間、県が賦課徴収を行う（取得時に課税）	
市たばこ税			翌月の末日
入湯税			翌月の15日
事業所税	事業に係る事業所税	法人	事業年度終了の日から2ヶ月以内
		個人	翌年の3月15日

※納期限が土曜、日曜、祝日等の場合は、これらの日の翌日が納期限となります。

3. 口座振替

個人の市県民税（普通徴収）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）については、ご指定の金融機関の預貯金口座から自動的に振り替えて納税する口座振替が利用できます。

手 続 き	<p>■預金をしている金融機関等の窓口で申し込む方法</p> <p>口座番号のわかるものとその届出印、申し込まれる市税の納税通知書を必ずご持参ください。</p> <p>登録が完了するまでに20日から60日程度かかります。</p>
	<p>■市役所・支所・アクタ西宮ステーション（祝日を除く月～金9:00～17:30のみ受付可能）の窓口で、金融機関のキャッシュカードを使って申し込む方法</p> <p>キャッシュカード（暗証番号の入力が必要）と本人確認書類(免許証など)、申し込まれる市税の納税通知書を必ずご持参ください。</p> <p>一部ご利用いただけないキャッシュカードがございますのでご了承ください。</p> <p>登録が完了するまでに1日から1週間程度かかります。</p>
	<p>■インターネットから申し込む方法（令和3年10月より施行）</p> <p>口座番号のわかるものと納税通知書を準備して登録してください。</p> <p>銀行側のシステムメンテナンス等で申込のできない時間がありますのでご了承ください。</p> <p>登録が完了するまでに1週間から2週間程度かかります。</p>
	<p>上記いずれの申込方法についても、口座振替の登録ができましたら市より「口座振替開始のお知らせ」を送付しますので、必ずご確認ください。</p>
取 扱 金 融 機 関	<p>※なお、キャッシュカードで申し込む場合やインターネットから申し込む場合はご利用可能な金融機関についてお問い合わせください。</p>
取 扱 税 目	個人の市県民税（普通徴収）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）
振 替 日	各納期の納付期限日（P23参照）、ただし一括納付の場合は第1期の納付期限日
そ の 他	再振替は行っておりませんので口座の残高不足には注意してください。

● 口座振替のお問い合わせは … 税務管理課収納チーム（Tel. 0798-35-3234）

4. 市税の減免

火災、風水害などの災害により所有資産に被害を受けた場合、生活保護法による扶助を受けているなどの特別な事情がある場合には、市税の減免制度があります。

減免を申請する場合は、**必ず納期限までに**証明書などとともに申請書をそれぞれの担当課へ提出してください。

税の種類	主 な 要 件	担当課
個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により住宅・家財が多大な被害を受けた人 ・生活保護法による扶助を受けている人 ・長期間失業し、前年の合計所得金額が一定額以下の人 	市 民 税 課
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等により著しく価値を減じた固定資産 ・公益のため市が無料で直接専用する固定資産 ・生活保護法による扶助を受けている人が所有する固定資産 ・市が取得した固定資産 	資 産 税 課
軽自動車税 （種別割）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による扶助を受けている人が所有する軽自動車など ・身体障害者手帳等の交付を受けている方のために使用し、当該障害者等又は生計同一者が所有する軽自動車など ・車椅子等の介助のため、改造した軽自動車（車両に対する減免です。減免には一定の条件があります。） 	税 務 管 理 課
軽自動車税 （環境性能割）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者またはその方の親族で生計を一にする方が、取得または所有し、運転する軽自動車 ・障害者のみの世帯の方が取得または所有する軽自動車で、その方を常時介護する方が運転する軽自動車 <p>*軽自動車の登録時が申請期限です</p>	神 戸 県 税 事 務 所 軽自動車税審査課

※個人市民税・軽自動車税(種別割)については各支所でも申請を受付けます。

※身体障害者手帳等の交付を受けている方の軽自動車税(種別割)の減免は1人1台に限ります。

また、自動車税種別割(県税)の減免と同時に受けることはできません。

※上記以外にも減免の要件に該当する場合がありますので、各担当課へおたずねください。

5. 市税の滞納

定められた期限を過ぎても納税されないことを滞納といいます。滞納になれば、督促状や催告書が送付されます。また、勤務先や取引先の調査や給与などの差押えが行われることがあります。

(1) 延滞金

市税を定められた期限までに納税いただけないときは、本来の税額のほかに延滞金もあわせて納めていただくかなければなりません。

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの延滞金の割合

納期限の翌日から1ヶ月以内は 年2.4%

納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降は 年8.7%

〔 これは地方税法附則第3条の2による割合が適用されています。 〕
 〔 ただし、上限は当初1ヶ月が年7.3%、当初1ヶ月以降が年14.6%となります。 〕

(2) 滞納処分

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促にかかる税金を完納しないとき」は「財産を差し押さえなければならない」と定められています。

しかし、単なる不注意や、あるいは何らかの事情で納付できなかったということを考えて、催告書を発送する等納税を促しています。それでもなお納税されない場合は、やむなく大切な財産を差し押さえることとなります。差し押さえる財産は、預貯金、国税還付金、生命保険解約返戻金、給与、年金、不動産、動産などです。

(3) 差押財産の公売

財産を差し押さえた後もしばらくは自主的な納税をお待ちすることがありますが、そのまま放置するわけではありません。期限内に納付された方との公平を保つため、差押財産を公売して滞納税に充当します。

(4) 滞納整理による訪問

督促状や催告書が送付されても納税されないときは、職員が滞納者宅や職場へ訪問することがあります。これは職員が市税の集金に訪問するのではなく、滞納原因・生活状況の調査や納税相談、そして財産調査や滞納処分（差押え等）をするためです。

6. 市税の猶予

災害、病気等で納付が困難と認められる場合など法定猶予（「徴収猶予」、「換価の猶予」）に該当するときは、納める時期を遅らせたり、納める税額を分割にすることができます（原則1年以内）。

これら猶予に該当した場合は、猶予期間中の延滞金の全額又は一部が軽減され、差押えや財産の換価（売却）が猶予されます（原則担保の提供が必要）。

法定猶予の適用を受けるには、収支・財産等を明らかにする書類等の提出が必要です。

また、書面による申請などの手続きが必要ですので、滞納は放置されず、早めにご相談ください。

猶予等の種類	猶予等の要件
徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・災害又は盗難にあったとき ・本人やその生計を同一にする親族が病気にかかり又は負傷したとき ・事業を廃止し、又は休業したとき ・事業について著しい損失を受けたとき ・本来の納期限から1年以上経過後に納付すべき税額が確定したとき
換価の猶予 (申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある ・市税の納税について誠実な意思を有すると認められる ・市税条例で定める申請期限内に申請書の提出がある ・原則、他の市税に滞納がない
換価の猶予 (職権)	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する事由がある ①差押財産を直ちに換価することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあるとき ②差押財産の換価を猶予することが、直ちに換価するよりも、市税の徴収上有利であるとき ・市税の納付について誠実な意思を有すると認められる
納付誓約	納税者からの申出のうち、上記に該当しないが、完納までの期間が短期間である等の場合

● 納付についてのお問い合わせ・相談は … 納税課 (TEL 0798-35-3238)

第3章 国税と県税

1. 国税のあらまし

(1) 直接税

詳しいことをお知りになりたい方は、西宮税務署
(Tel.0798-34-3930) までお問い合わせください。

所得税

所得税は毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得にかかる税金です。税額の計算方法は個人の市県民税の所得割と同じですが、税率や控除額が異なります。

所得税には、納税者が自ら所得と税額を計算して納税する申告所得税と給与所得者のように毎月の給料などから差し引かれる源泉所得税の二つがあります。

なお、令和5年度の市県民税は令和4年中の所得に対して課税されますが、令和5年分の所得税は令和5年中の所得に対して課税されます。

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの各年分の基準所得税額に対して、2.1%の復興特別所得税が課税されます。

法人税

株式会社、有限会社、協同組合などの法人の所得にかかる税金で、宗教法人等の公益法人や人格のない社団・財団などでも収益事業を営む場合は課税されます。

税率は、法人の種類や資本金額、所得金額によって異なりますが、会社などの普通法人の場合は原則として23.4%です。ただし、平成30年4月1日以後に開始する事業年度分より、23.2%に引下げとなります。

地方法人税

法人住民税法人税割の税率引下げにあわせて地方法人税が創設され、その税収全額を地方交付税として地方団体へ配分されます。

相続税

相続や遺贈（死因贈与を含みます）によって財産を取得した人にかかる税金です。

基礎控除額は3,000万円と法定相続人1人につき600万円ずつを加えた金額となります。基礎控除を超えた場合、その超えた額に応じて法定相続どおりに分けたものとして税率を乗じて税額を計算し、それを実際の相続額の割合に応じて配分した額が各人の相続税額となります。

相続税には税額控除として、配偶者の税額軽減、未成年者控除、障害者控除などがあります。

相続の開始があった場合、相続人はその相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に被相続人の住所地の所轄税務署へ申告し、納税しなければなりません。

贈与税

個人から財産をもらった人にかかる税金です。1年間に110万円（基礎控除）以下の場合にはかかりません。（会社など法人から財産をもらったときは、贈与税はかかりませんが、一時所得として所得税、市県民税がかかります。）

贈与税には、婚姻期間20年以上の配偶者から居住用不動産の贈与があった場合、一定の要件に該当すれば最高2,000万円まで控除が受けられる配偶者控除や、父母、祖父母から居住用住宅を取得するための資金の贈与を受けた場合、一定の要件に該当すれば、税額が軽減される住宅取得資金の贈与の特例（令和3年12月31日まで）があります。贈与税は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与を受けた人の住所地の所轄税務署に申告し、納税しなければなりません。

地価税

1月1日現在、課税対象となる土地や借地権を所有する個人や法人に対してかかる税金で、税率は0.15%です。なお、地価税は、平成10年4月1日より当分の間、適用が停止されています。

(2) 間 接 税

消 費 税

事業者が行う商品やサービスの売上に対してかかる税金で、税率は8.0%(県税の地方消費税1.7%を含む)です。納税は各事業者が行いますが、取引の各段階で価格に上乘せされますので、最終的には消費者が負担します。

なお、令和元年10月1日から10.0%(県税の地方消費税2.2%を含む)に税率が上げられると同時に、軽減税率制度が実施されました。

酒 税

清酒、ビール、ウィスキーなどアルコール分1.0%以上の酒類にかかる税金です。

たばこ税

P22をご覧ください。

たばこ特別税

石油ガス税

自動車の燃料としての石油ガスに対してかかる税金です。

石油石炭税

原油や輸入石油石炭製品などに対してかかる税金で、石油備蓄など石油石炭対策の財源にあてられます。

印 紙 税

各種の契約書、約束手形、領収書、預貯金証書など経済取引などに際して作成される特定の文書に対してかかる税金です。

自動車重量税

自動車の自動車車検証の交付や軽自動車の車両番号の指定を受けたときにその自動車などの重量に応じてかかる税金で、道路などの社会資本の充実にあてられます。

揮 発 油 税

いずれも自動車用のガソリンにかかる税金です。その製造者や輸入の場合の保税地からの引取者があわせて納税します。

地方揮発油税

航空機燃料税

航空機用の燃料に対してかかる税金で、空港の整備などにあてられます。

登録免許税

不動産、船舶、会社、著作権、出版権などの登記、登録、特許などのときにかかる税金です。

関 税

輸入貨物に対してかかる税金で、輸入貨物の価格や数量に応じてかかる税金です。

とん 税

いずれも外国貿易船が、貿易のため入港するときにかかる税金で、とん税と特別とん税はあわせて申告納付されます。

このうち特別とん税は、港湾施設が設置されている市町村へ譲与されます。

特別とん税

電源開発促進税

一般電気事業者の販売電気の電気量に対してかかる税金で、発電施設などの設置を促進するための費用にあてられます。

国際観光旅客税

航空機又は船舶により出国する一定の者に対してかかる税金です。平成31年1月7日以後の出国に適用されます。

2. 県税のあらまし

詳しいことをお知りになりたい方は、西宮県税事務所
(P 30②参照)までお問合わせください。

県民税

市民税と同じく個人や法人の所得に対してかかる税金です。

(個人県民税) しくみは個人市民税と同じです。申告と納税の手続きは、西宮市が個人市民税とあわせて行います。

(法人県民税) 県内に事務所や事業所などがある法人などにかかります。個人県民税とは違い、法人県民税はそれぞれの法人などが兵庫県へ直接申告納付します。

(県民緑税) 兵庫県の緑の保全・再生を県民全体で支えるため、平成18年度から令和2年度までの間、個人県民税均等割と法人県民税均等割の超過課税としてかかる税金です。

(県民税利子割) 県内の銀行や郵便局などの金融機関から預貯金などの利子などを受け取る個人や法人にかかります。税率は5.0%で利子等の支払の際、金融機関が所得税とあわせて徴収し納入します。なお、県民税利子割の約3/5は、県内の市町へ交付されます。

ただし、法人が平成28年1月1日以後に支払を受ける利子に対する県民税利子割は、廃止になりました。

事業税

事業に対し、その事業を行う個人や法人にかかる税金です。

(個人事業税) 商店、喫茶店、医者、弁護士など一定の事業を行う個人の前年の事業所得に課税され、普通徴収の方法で納付します。

(法人事業税) 法人の各事業年度の所得(又は収入金額)及び清算所得に課税され、通常は事業年度終了の日から2ヶ月以内に法人県民税とあわせて申告納付します。

地方消費税

商品の販売やサービスの提供、資産の貸付等を行った場合に、その取引に対して消費税とともに課税されます。地方消費税の1/2は、納税地の市町へ交付されます。

不動産取得税

不動産(土地・家屋)を売買、贈与、交換、建築などによって取得した人に、取得した不動産の評価額の4.0%(土地及び住宅については3.0%)が課税されます。

県たばこ税

P22をご覧ください。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場の利用者に対して、1人につき日額でゴルフ場の規模、利用料金等を基準として定められた税率で課税されます。ゴルフ場利用税の7/10は、ゴルフ場の所在する市町へ交付されます。

軽油引取税

軽油の元売業者や特約業者から軽油を引き取る人などにかかる税金です。

自動車税種別割 ※令和元年10月～名称変更

自動車(軽自動車税の対象になる自動車は除く)の所有者にかかる税金です。原則として毎年4月1日現在の所有者に課税されますが、年の途中で登録した場合は登録した月の翌月から、廃車した場合は廃車した月までそれぞれ月割で課税されます。

自動車税環境性能割 ※令和元年10月～創設

自動車(軽自動車税の対象になる自動車は除く)を取得した人等にかかる税金です。自動車の取得価格に自動車の環境性能に応じた税率を乗じて課税されます。なお当分の間、市が課税する軽自動車税環境性能割については、県が賦課徴収を行います。

鉱区税

県内の鉱区で鉱物を採掘する権利を有する鉱業権者に対して、その鉱区の面積に応じてかかる税金です。

県固定資産税

工場や発電所施設などの大規模な償却資産のうち、その評価額が一定の額を超えるものにかかります。

狩猟税

狩猟者の登録を受ける人にかかる税金です。

第4章 各種ご案内

1. 市税に関するお問合せ

西宮市役所財務局税務部（軽自動車税(環境性能割)を除く）

お問合せ内容	担当課	担当係	電話番号 市外番号は(0798)
個人市・県民税	市民税課	市民税第1～4チーム	35-3267・3204
法人市民税			3214・3217
固定資産税・都市計画税	資産税課	管理チーム	35-3269
事業所税			35-3231
土地の評価、調査		土地第1・第2チーム	35-3221
家屋の評価、調査		家屋第1・第2チーム	35-3225・3227
塩瀬・山口地区の土地・家屋 の評価、調査		北部土地家屋チーム	(0797)61-0048
償却資産		償却資産チーム	35-3223
納税相談・滞納処分	納税課	収税第1～3チーム	35-3238・3272・ 3246
		特別整理第1・第2チーム	35-3245・3248
市税に関する証明書の発行	税務管理課	市税証明チーム	35-3251
軽自動車税(種別割) (原付の登録・廃車など) 自動車の臨時運行許可		軽自動車税チーム	35-3209
市税の還付		収納チーム	35-3218
口座振替			35-3234
市たばこ税、入湯税、 特別土地保有税 不服申立て、その他市税全般		税制チーム	35-3200
軽自動車税(環境性能割)	神戸県税事務所 軽自動車税審査課		078-822-6050

※上記お問合せ内容の一部は、各支所（P41参照）でも取扱いできる場合があります。

2. 国税・県税に関するお問合せ

(1) 国税についてのお問合せ

大阪国税局 TEL (06) 6941-5331 〒540-8541 大阪市中央区大手前1丁目5-63

西宮税務署 TEL (0798) 34-3930 〒662-8585 西宮市江上町3-35

(2) 県税についてのお問合せ

兵庫県（税務課） TEL (078) 341-7711 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

西宮県税事務所 〒662-8503 西宮市櫛塚町2-28

- ・ 収納、還付、納税証明（自動車税種別割以外） 39-1529
- ・ 軽油引取税、ゴルフ場利用税 39-1528
- ・ 収納、還付、納税証明（自動車税種別割） 39-6101
- ・ 自動車税種別割の課税 39-6113
- ・ 徴収、滞納処分 39-6112
- ・ 自動車税種別割の徴収、滞納処分 39-1531
- ・ 法人県民税、事業税、地方法人特別税 39-1538
- ・ 納税相談、不服の申立て 39-1518
- ・ 個人県民税、個人事業税の課税 39-1535
- ・ 事務所全体の業務調整、庶務 39-6110
- ・ 不動産取得税の課税 39-1539

神戸県税事務所（自動車税審査・納税証明課） 〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町33

- ・ 自動車税環境性能割の審査 TEL (078) 441-0305

(3) 登記についてのお問合せ

神戸地方法務局西宮支局 TEL (0798) 26-0061 〒662-0942 西宮市浜町7-35

3. 市役所の執務時間

(1) 市役所本庁、各支所：(平日)午前9時から午後5時30分まで

(2) アクタ西宮ステーション：(平日)午前9時から午後7時30分まで (土日祝) 午前9時から午後7時まで

※本庁、各支所は土日祝及び12/29～1/3は閉庁し、アクタ西宮ステーションは12/29～1/3及び機器メンテナンス日は執務を行いません。

4. 市税に関する証明

(1) 証明書の種類と受付

○は発行できる、×は発行できない

証明書の種類	手数料	市役所本庁 (課税務管理)	支所					夙川・上甲子園 サービスセンター
			鳴尾	瓦木	甲東	塩瀬	山口	
※昼休み(正午から午後1時)の受付は行っておりません。								
市・県民税課税証明書 (所得証明書・非課税証明書)	1件 300円	○	○ ※未申告の場合 無収入の方は 申告すれば○		○		○ ※未申告の 場合は×	
固定資産課税台帳登録事項証明書 (登録免許税算出用を含む)	1筆 300円	○	○		○		×	
固定資産評価証明書	1筆 300円	○	○		○		×	
固定資産物件明細	1課税番号 300円	○	○		○		×	
納税証明書 (市・県民税、固定資産税・都市 計画税、法人市民税、軽自動車 税(種別割)、償却資産)	1件 300円 ※車検用の軽自動車税(種別 割)納税証明書は無料	○	○		○		個人の市・ 県民税のみ ○	
完納証明書	1件 300円	○	○		○		×	
法人市民税証明書(営業証明)	1件 300円	○	○		○		×	
住宅用家屋証明書	1件 1,300円	○	×		○		×	

※納付後2週間以内に納税証明書を申請するときは、領収書をご持参ください。

※自動車臨時運行許可(1件750円)については、税務管理課(本庁舎2階)で取り扱っています。

ただし、正午から午後1時の間は取り扱いしておりません。

(2) アクタ西宮ステーション

○は発行できる、×は発行できない

証明書の種類	手数料	平日	平日	土・日・祝日
		(9:00~17:30)	(17:30~19:30)	(9:00~19:00)
市・県民税課税証明書 (所得証明書・非課税証明書)	1件 300円	○ ※未申告の場合 無収入の方は 申告すれば○	○ ※未申告の場合 無収入の方は 申告すれば○	現年度分のみ ○ ※未申告の場合×
固定資産課税台帳登録事項証明書 ◆	1筆 300円	直近2年分のみ ○	直近2年分のみ ○	現年度分のみ ○
固定資産物件明細 ◆	1課税番号 300円	直近2年分のみ ○	直近2年分のみ ○	×
納税証明書 (市・県民税、固定資産税・都市 計画税、法人市民税、軽自動車 税(種別割)、償却資産)	1件 300円 ※車検用の軽自動車税(種別 割)納税証明書は無料	○	直近2年分のみ ○	直近2年分のみ ○ ※法人市民税は× ※当日納付分は× ※償却資産は×
完納証明書	1件 300円	○	×	×
法人市民税証明書(営業証明)	1件 300円	○	×	×

※納付後2週間以内に納税証明書を申請するときは、領収書をご持参ください。

◆平日においては、次の方にのみ交付します。

- ・本人(納税義務者)、市内で同一世帯の親族 ・代理人(本人の委任状を持参した方)
- ・相続人(相続関係を確認できる書面(戸籍等)が必要)
- ・賦課期日(1月1日)後に土地・家屋を取得した方(所有関係を確認できる書面(売買契約済書等)が必要)

◆土・日・祝日においては、1月1日現在の所有者(納税義務者)、市内で同一世帯の親族、代理人(本人の委任状を持参した方)にのみ交付します。(本人が死亡している場合には交付できません)

(3) 証明書を取得できる方及び必要書類等

税証明書の不正な請求を防止し、個人情報の保護を図るため、申請者の本人確認を行っています。

交付申請の際には、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの本人確認書類が必要です。

また、代理人が交付申請する場合は、本人の承諾を証する書面（委任状等）と代理人の本人確認書類がなければ証明書を交付することはできません。

証明書の種類	窓口に来られる方	必要書類等
市・県民税課税証明書 所得証明書	・本人 ・市内で同一世帯の親族 ・代理人	・委任状
完納証明書 納税証明書 ・市・県民税 ・固定資産税・都市計画税 ・軽自動車税(種別割)(車検用を除く)	・本人 ・市内で同一世帯の親族 完納証明書 ・法人の代表者 ・代理人	・相続関係確認書類（戸籍謄本など） ・法人の代表者印 ・委任状
軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)	・車検を受ける方又は代理人	※委任状・本人確認書類は不要
固定資産課税台帳登録事項証明書 (評価額、相当税額の記載のある証明書)	・本人 ・市内で同一世帯の親族 ・相続人 ・法人の代表者 ・借地人 ・借家人 ・その他の方 ・代理人	・相続関係確認書類（戸籍謄本など） ・法人の代表者印 ・借地契約書 ・借家契約書 ※下記《注意事項》参照 ・委任状
固定資産課税台帳登録事項証明書 (登録免許税算出用)	・司法書士	・誓約書（西宮市所定）
固定資産物件明細	・本人 ・市内で同一世帯の親族 ・相続人 ・法人の代表者 ・賦課期日（1月1日）後、土地・家屋を 取得した方 ・代理人	・相続関係確認書類（戸籍謄本など） ・法人の代表者印 ※下記《注意事項》参照 ・委任状
固定資産評価証明書 (訴えの提起・仮差押の申立て・仮処分の申 立て・調停の申立て・借地非訟事件の申立て)	・本人 ・弁護士・司法書士	・訴えの提起に係る関係書類一式 ・固定資産評価証明書の交付申請書 (統一様式)
法人市民税証明書（営業証明）	・代表者又は代理人	※委任状・本人確認書類は不要
住宅用家屋証明書	・登録免許税の軽減を受けようとする 方	※詳細については下記へお問合せく ださい。

《注意事項》

※代理人の方…委任状には、個人の場合は、委任する本人の署名又は記名押印が必要です。法人の場合は、代表者印の押印が必要です。

※相続人の方…戸籍謄本など相続関係を確認できる書類が必要です。

※借地人の方…取得できるのは、当該土地部分に限ります。

※借家人の方…取得できるのは、当該家屋及びその敷地土地部分（当該家屋所有者と同一の場合）に限ります。

※賦課期日（1月1日）後、土地・家屋を取得した方…売買契約書又は所有権移転済の登記事項証明書が必要です。

※不動産競売の申立者の方…競売申立書及び担保権の存在を証する登記簿謄本等が必要です。

※不動産競売の競落人の方…裁判所発行の競落物件「代金納付期限通知書」が必要です。

※法定代理人（納税管理人、破産管財人、清算人等）の方…選任を証する書面が必要です。

※宅地建物取引業者の方…媒介契約書及び社員証などが必要です。

ただし、該当物件の土地・家屋のみ取得可能です。

※市・県民税課税証明書…所得の申告がない場合には、所得の申告をしていただく必要があります。

申告の際には印鑑が必要です。

※軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)…自動車検査証(写しでも可)が必要な場合があります。

● 市税に関する証明についてのお問合せは…税務管理課市税証明チーム（Tel 0798-35-3251）

5. 不服申立て

(1) 審査請求について

市税の賦課決定、滞納処分などに関して不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して文書で審査請求をすることができます。

市税における主な処分の審査請求期間は、次のとおりです。

処分内容	審査請求期間
市税の賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内、又は差押に係る通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日まで
不動産等の差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日

※上記期間内であっても処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求できません。

(正当な理由がある場合は認められる場合があります。)

※審査請求中であっても、市税を納めずに納期限を過ぎますと、督促状が発送され、延滞金も加算されます。判決により税額が変更された場合は、納めた税額は精算されますので、必ず納期限までにお納めください。

※既に消滅している処分の取消しを求める審査請求については、取消しを求める法律上の利益がないことから、不適法なものとして却下となりますので、ご留意ください。(差押処分について、既に取立てが完了している場合など)

※固定資産の価格(評価額)に対する審査請求はできません。価格に不服のある場合は、西宮市固定資産評価審査委員会(下記)に文書で**審査の申出**をすることが出来ます。(P15もあわせてご覧ください。)

- 審査請求についてのお問合せは … 税務管理課税制チーム (Tel 0798-35-3200)

(2) 審査申出について

■ 西宮市固定資産評価審査委員会

西宮市固定資産評価審査委員会とは、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に対する納税者からの不服を審査・決定するため、地方税法に基づき設置された中立的な機関です。固定資産の価格(評価額)が適正か否かについて審査を行います。

■ 委員会の構成

委員会は、議会の同意を得て市長が選任した6人の委員が、3人の委員で構成する合議体において審査を行います。

■ 審査の申出ができる事項

固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に関するもののみ、審査の申出をすることができます。基準年度(3年に1度の評価替えの年度)の価格は、原則として3年間据え置かれるため、基準年度以外の年度で審査の申出をすることはできません。ただし、基準年度以外の第2年度、第3年度分については、価格が新たに決定又は修正された場合又は修正されるべきとする申出に限られます。また、土地については基準年度以外の年度においても、地価の下落状況に応じて価格の下落修正がされている場合は下落修正された部分について、又は下落修正されなかったことについて審査の申出ができます。

価格の算出に影響を及ぼす諸要因		
基準年度	土地	<ul style="list-style-type: none"> ・路線価(標準宅地から路線価を付設するための比準項目・比準係数等) ・地目 ・地積 ・画地形状の認定 ・適用された画地計算法 ・画地計算に当たって補正等の適用の要否とその補正係数 ・状況類似地域 など
	家屋	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の種別・床面積の認定 ・適用された再建築費評点基準表の種類の適否 ・付設した評点数(評点項目、補正係数) ・経年減点、損耗減点、需給事情減点等の補正の適用の要否とその補正係数 など
第2年度 第3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情がある土地、家屋で地方税法第349条第2項ただし書等の規定により登録された比準価格 ・分合筆、家屋の新築等により新たに固定資産税を課することとなる土地、家屋で地方税法第349条第4項等の規定により登録された比準価格 ・地価下落のある土地で、地方税法附則第17条の2第1項の規定により登録された修正価格(修正価格にすべきとの申出含む。) ・地方税法第417条の規定に基づき決定又は修正した土地、家屋の価格 	

償却資産については、年度にかかわらず、全ての償却資産について、納付すべき当該年度の固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)が審査の申出の対象となります。

なお、課税標準の特例が適用されるべき、税額が高い等の価格(評価額)に関するもの以外の事項についての不服申立ては、「行政不服審査法」に基づく「審査請求」の手続きが必要です。

(非課税、減免、住宅用地の認定、負担水準に関するものなど価格以外の事項に不服がある場合は、市長に対して審査請求をすることができます。)

※ 固定資産評価審査委員会に対して審査申出ができない事項（市長に対する審査請求の対象となります）

- ・課税客体、納税義務者に当たるか否か
- ・課税標準の特例に当たるか否か
- ・非課税にあたるか否か
- ・減免に当たるか否か

不服申立ての種別	不服の内容	不服申立て先
審査請求	価格以外（課税標準、税額等）	市長
審査申出	価格（評価額）	西宮市固定資産評価審査委員会

■ 審査の申出ができる人

固定資産税の納税者（納税者が死亡している場合はその相続人）又はその代理人に限られています。

（納税者の親族、納税管理人、借地人、借家人、抵当権等の利害関係人は、審査の申出はできません。）

代理人が審査の申出をする場合は、「委任状」（様式は問いません）が必要です。委任状には審査申出人の住所又は居所・氏名、代理人に審査の申出に係る権限を委任する旨、代理人の住所又は居所・氏名・連絡先電話番号を記載してください。また、審査申出人が法人その他の社団・財団の代表者又は管理人、総代を立てた場合の総代である場合は、代表者等の住所・氏名を記入し、代表者等の資格を証する書面を添付してください。

■ 審査の申出ができる期間

審査の申出をすることができる期間は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示日（通常4月1日）から、納税通知書の交付を受けた日後3か月以内です。また、すでに登録された価格の修正があった場合は、その修正通知を受けた日から3か月以内です。この場合、審査の申出ができる事項は、価格のうち修正された部分に限ります。

■ 審査申出書の提出方法

固定資産評価審査申出書（正本・副本の2部）及び必要書類を、固定資産評価審査委員会事務局（税務管理課内）へ提出してください。郵送される場合は、その郵便の消印の日付が審査の申出をすることができる期間内であれば有効です。

なお、審査申出書の記載内容に不備があるときには、補正を求めることになりますので、十分留意してください。

■ 審査方法

審査は、原則として書面で行います。

審査申出人からの審査申出書、反論書や、評価庁である市長（資産税課）からの弁明書をもとに、書面審査を行います。なお、委員会が必要であると判断した場合は、**実地調査**や**口頭審理**を行います。

また審査申出人は、希望をすれば委員会に対して**口頭で意見を述べる**ことができます（以下「口頭意見陳述」といいます。）。評価庁は出席しませんので、評価の内容については、事前に資産税課にお尋ねください。

※ 口頭意見陳述とは、委員会に対して、審査申出理由に補足することや文章で表現しにくいことなどの意見を口頭により述べることです。希望される場合は、審査申出書に「求める」と記入してください。なお、「実地調査」及び「口頭意見陳述」の場合は、委員が意見を述べたり、審査申出人の疑問等にお答えする場ではありませんので、ご了承ください。

■ 審査決定

審査決定には次の3種類があります。

認容：審査申出人の主張の全部又は一部を認め、価格（評価額）を修正すること

棄却：審査申出人の主張は価格（評価額）を修正すべき正当な理由には当たらないとして、主張を退けること

却下：審査申出期間後に提出された申出や価格（評価額）以外に関する不服の申出など、不適法であることを理由に申出を退けること

委員会では、できるだけ早く審査決定を行うよう手続を進めますが、審査手続には慎重を期することも求められており、審査申出の内容によっては審査に時間がかかることがあります。

■ 注意事項

審査申出にあたっては、あらかじめ資産税課において、課税根拠等について十分な説明を受けていただきますようお願いいたします。

審査申出中であっても、固定資産税・都市計画税を納めずに納期限を過ぎますと、督促状が発送され、延滞金も加算されます。審査の結果、認容の決定があれば清算されますので、必ず納期限までにお納めください。

申出人は、審査の決定があるまでの間は、いつでもその申出の全部又はその一部を取り下げることができます。

■ 審査申出の決定に係る訴訟

当該年度の固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関する不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出及び固定資産評価審査委員会の決定に対する**取消しの訴え**によってのみ争うことができます。

決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、西宮市を被告（固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。）として、訴訟を提起することができます。ただし、審査の申出に係る決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、訴えの提起はできません。（正当な理由がある場合、認められることがあります。）

なお、審査の申出があった日から30日以内に決定がないときは、審査の申出を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができます。

● 審査申出についてのお問合せは … 西宮市固定資産評価審査委員会事務局（税務管理課税制チーム内） TEL 0798-35-3200

Q & A

1. 第1章関係のQ & A

個人市民税

問1 昨年亡くなった人の今年（令和5年度）の市県民税は？

(P3~)

Q 私の夫は昨年（令和4年）の11月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対しても市県民税は課税されるのでしょうか。

A 市県民税は、毎年1月1日現在で市内に住所のある人に対して前年中の所得により課税されます。したがって、昨年中に死亡された人に対しては、令和5年度（令和4年分）は課税されません。

問2 年の途中で引っ越した場合の市県民税は？

(P3~)

Q 私は、令和5年1月10日に西宮市から宝塚市へ引っ越しました。ところが6月に西宮市役所から令和5年度の市県民税の納税通知書が送られてきました。私の市県民税は宝塚市に納めるのではないのですか。

A 市県民税は、毎年1月1日現在で市内に住所のある人に対してその年度分の市県民税が課税されます。したがって、あなたの場合は令和5年1月1日現在は西宮市に住所があったのですから、その後1月10日に宝塚市へ引っ越されても、令和5年度（令和4年分）の市県民税は西宮市に納めていただくことになります。

問3 妻のパート収入（給与）の税金は？

(P8)

Q 私の妻がパートタイムで働いていますが、税金はかかるのでしょうか。また、配偶者控除・配偶者特別控除はどうなりますか。

A あなたの奥さんにパート（給与）収入しかない場合、奥さんに対する課税及びあなたの配偶者控除、配偶者特別控除は次の表のとおりです。

（市県民税は、令和5年度（令和4年分）、所得税は令和4年分）

妻の年収 (令和4年分)	妻自身の課税		夫の配偶者控除		夫の配偶者特別控除	
	市県民税	所得税	市県民税	所得税	市県民税	所得税
100万円まで	かからない	かからない	受けられる	受けられる	受けられない	受けられない
100万円超 103万円以下	かかる					
103万円超 201万6千円未満		かかる	受けられない	受けられない	受けられる	受けられる
201万6千円以上					受けられない	受けられない

※配偶者控除が受けられる方は、配偶者特別控除を受けることができません。

※夫の合計所得金額が1,000万円超の方は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができません。

問4 退職した場合の住民税は？

(P11)

Q 私は令和5年3月末に会社を退職しました。今まで住民税は給与から毎月引かれていたので、もう納めなくても良いと思うのですがどうでしょうか。

また、来月退職金をもらう予定ですが、税金はかかるのでしょうか。

A サラリーマンの住民税については、給与の支払者が毎月の給与から一定額を差し引いて市に納める特別徴収により納税されます。この方法では、令和3年分の所得に対する住民税は、令和4年6月から令和5年5月までの給与から12回分割で引かれることになっていました。ご質問のように3月で退職した場合は、残りの4、5月分については退職時の給与又は退職手当等からまとめて納めていただくか、後日、市からお送りする納付書により個人で納めていただくことになります。

また、令和4年中の所得に対する令和5年度分の住民税は、6月にお送りする納付書で1年分の税額を4分割して納めていただくことになります。

なお、退職手当等については、他の所得と切り離して計算します。

問5 扶養親族とすることができる条件は？**(P 3)**

- Q 私には、68歳の父親がおり、その収入は、厚生年金の収入金額150万円のみです。厚生年金は雑所得となるそうですが、私の扶養親族とすることができますか。
- A 扶養親族とすることができるのは、生計を一にしている親族（他の親族の扶養親族や事業専従者を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下の人です。
したがって、あなたのお父さんの場合、雑所得の金額は、収入金額150万円から公的年金等控除額110万円を差し引いた40万円であり、ほかに所得がありませんので、あなたの扶養親族とすることができます。

法人市民税**問6 赤字決算だったのですが？****(P 12)**

- Q 赤字決算だったのですが、法人市民税を納める必要はありますか？
- A 法人税割は不要ですが、均等割は納める必要があります。

問7 登記簿上と実際の本店所在地が異なるのですが？**(P 12)**

- Q 登記簿上は西宮市が本店なのですが、実際は西宮市内に事務所等はありません。この場合、西宮市に法人市民税を納める必要はありますか。
- A 「名日本店申立書」を提出していただくと西宮市に法人市民税を納める必要はありません。

固定資産税**問8 年の途中で土地や家屋を売った場合の固定資産税は？****(P 13)**

- Q 私は、4月に土地・家屋を売って、5月には所有権移転登記も済ませました。今年度の固定資産税は誰に課税されますか。
- A 今年度の固定資産税はあなたに課税されます。これは、地方税法の規定により、毎年1月1日（賦課期日）に登記簿に所有者として登記されている人に固定資産税が課税されることになっているからです。
また、固定資産税は、賦課期日と同じ年の4月1日から始まる会計年度に税金として課税するものですから、1年の内のいつからいつまでの期間について課税するといったものではありません。
賦課期日後に売買のあった土地・家屋の税額の一部を買主で負担するということが行われている場合もあるようですが、これはあくまで売買の際の契約に基づくもので、固定資産税の課税とは関係ありません。

問9 亡くなった人の固定資産税は？**(P 13)**

- Q 死亡した父名義の土地に対する固定資産税はどうなりますか。
- A 固定資産税の納税義務者が死亡された場合、法務局で所有権の移転登記（相続登記など）をするのが通常ですが、何らかの事情で登記が済んでいないときは、その固定資産を現に所有している人（一般的には相続人）に課税されます。
市では、相続人の方から届出書の提出をお願いしておりますので、ご協力をお願いします。
届出書は、**資産税課管理チーム**（TEL0798-35-3269）にあります。（市のホームページにも掲載）

問10 年の途中で閉店した場合の固定資産税（償却資産）は？**(P 13)**

- Q 8月に閉店し、今後再開の予定はありません。2期分までの納税は済ませていますが、3～4期分の固定資産税（償却資産）はどうなりますか。
- A 8月に閉店されても3～4期分の固定資産税（償却資産）は、納付してください。
これは、地方税法の規定により、固定資産税（償却資産）は毎年1月1日（賦課期日）に所有者として償却資産課税台帳に登録されている個人・法人に賦課期日と同じ年の4月1日から始まる年度分の税として課税されることになっているからです。

問11 同様の土地なのに税額が違うのは？**(P 16)**

Q 私と友人は、隣り合った同じ面積の土地を所有しており、友人は昨年9月に住宅を新築しましたが、私は今年の11月頃新築する予定です。

ところが、市役所から届いた納税通知書によると、昨年まで友人と同じだった土地の税額が、今年は私の方が高いです。これはどういうことなのか。

A 住宅用地については課税標準の特例があり、その税負担が軽減されます。これらの特例が受けられるのは、1月1日（賦課期日）現在完成した住宅の敷地になっている場合に限られます。

今年度については、あなたの友人の土地は住宅用地となり、これらの特例の対象となりますが、あなたの土地は対象とならないために税額の差が生じるのです。

なお、来年度については、来年の1月1日現在で、あなたの土地の上に住宅が完成していれば、あなたの土地はこれらの特例を受けることができます。

問12 家屋の固定資産税が急に上がったのは？**(P 18)**

Q 家屋を新築して、固定資産税が課税されるようになってから今年で4年目になります。今年度から家屋の固定資産税が急に上がったのですが、なぜですか。

A 新築された住宅が一定の要件に該当するときには、その住宅に対して新たに固定資産税が課せられる年度から3年度分に限り、床面積120㎡までの部分について税額の2分の1が減額される制度があります。

したがって、あなたの新築された住宅についても、この制度に該当し昨年度まで固定資産税が減額されていたわけです。

なお、3階建以上の中高層耐火住宅（分譲マンション等）については、一定の要件に該当すれば5年度分に限り、固定資産税の税額が軽減されます。

問13 他市に住んでいて西宮市の固定資産税を納めていますが、今度引越しすることになりました**(P 13)**

Q 西宮市外に住んでいて、固定資産を西宮市内に持っていますが、今度引越しすることになりました。税金関係の住所変更の手続きはどうすればいいのですか。

A 西宮市内からの転居の場合は、転居地がわかりますが、市外から転居された場合（市内への転入も含みます。）場合は必ずご連絡ください（電話等でお知らせください。届書の提出は不要です。）。

- ・市内 → 市内・・・連絡不要
- ・市内 → 市外・・・連絡をお願いします
- ・市外 → 市外・市内・・・連絡をお願いします

● お問合せは…資産税課 管理チーム（Tel 0798-35-3269）

軽自動車税（種別割）

問14 友人からバイクを譲ってもらいましたが、どうしたらよいのですか？ (P 20)

Q 友人が乗っているバイクを譲ってもらいましたが、名義変更等の手続きはどうしたらよいですか。

A 市役所で手続きのできるバイクは、125CC以下の車種(原付)です。それを超えたものは、神戸運輸監理部兵庫陸運部で変更等の手続きをして下さい。廃車手続きの済んでいる原付は廃車申告済書と届出者の本人確認書類を持参のうえ、市役所税務管理課又は支所で新しいプレート及び登録票をもらってください。市内の方どうしの譲渡(名義変更)で西宮市のプレートがついている場合は、登録票(ない場合は、譲渡証明書(前所有者の自署必要))と届出者の本人確認書類を持参の上、名義変更の手続きをしてください。

廃車手続きがまだで他の市町村のプレートがついているバイクは、先に登録市町村で廃車の手続きをしてください。

問15 年度途中で廃車にしたら、今年の税金は？ (P 20)

Q 先日、原付を廃車にしたのですが、今年度の税金はどうなるのでしょうか。

A 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在所有(登録)している人にかかる税金です。そのため、年度途中で廃車手続きをしても今年度の軽自動車税(種別割)はお返しできません。また、4月2日以後に登録をされた軽自動車等は翌年度から課税されます。

問16 盗難にあったがどうしたらよいのですか？ (P 20)

Q 先日、私が持っている原付が盗難にあいましたが、どうしたらよいですか。

A 警察に盗難届を提出し、市へは課税取消の申請をしてください。盗難届の受理番号等を警察署に確認していただき、届出者の本人確認書類、ナンバープレートの番号や車台番号など、車両の特定に必要な情報を揃えて、市役所税務管理課又は最寄の支所で手続きをしてください。

なお、警察に盗難届を出しても、市へは連絡が入りません。そのままにされますと、翌年度もあなたに課税することになります。

土地・家屋にかかる税金は？

土地や家屋などの不動産を売買したり、あるいは人に貸したりすると、さまざまな税金がかかります。そこで、これらをそれぞれのケースごととまとめてみました。

■ 取得したとき

① 一般的にかかるもの

不動産取得税	(県税)	土地や家屋を取得した場合
登録免許税	(国税)	土地や家屋の所有権移転登記や家屋の所有権保存登記をする場合

② 取得の形態・規模によりかかるもの

相続税	(国税)	土地や家屋を相続した場合
贈与税	(国税)	贈与により土地や家屋を取得した場合
印紙税	(国税)	土地や家屋の売買契約書、請負契約書などを作成する場合

③ 保有しているとき

地価税	(国税)	国内の大規模な土地の所有、借地権などにかかります (現在は適用停止中)
-----	------	--

固定資産税	(市税)	} P 13～P 19をご覧ください
都市計画税	(市税)	
事業所税	(市税)	

④ 貸したとき

所得税	(国税)	} 不動産所得に対してかかります。なお、権利金などについては、譲渡所得又は不動産所得となる場合もあります
県民税	(県税)	
市民税	(市税)	

⑤ 売ったとき

所得税	(国税)	} 譲渡所得に対してかかります
県民税	(県税)	
市民税	(市税)	
印紙税	(国税)	

2. 第2章関係のQ & A

口座振替

問17 納付義務者と異なる口座での口座振替は申し込みできますか？ (P 25)

Q 今度、口座振替を申し込もうと思いますが、納付義務者と異なる名義の口座での口座振替の申し込みはできますか。

A はい、できます。例えば、夫が納付義務者でその税金を妻の名義の口座から振替することができます。

問18 口座振替の申し込みで共有の場合は、納付義務者欄は？ (P 25)

Q 夫婦で固定資産を共有していますが、口座振替の申し込み用紙の納付義務者欄にはどちらの名前を書けばいいのですか。

A 口座振替申込書の納付義務者欄には、代表納税義務者のお名前を記入して下さい。なお、代表納税義務者とは、納税通知書冊子部分一枚目の納税義務者名欄の一番上に記載されるお名前の方です。

納税

問19 市税の領収書は何年間保存したらよいのか？ (P 26)

Q 私は、昨年会社を退職したため、市県民税の残りを分割で納付しました。ところが先日、市役所よりまだ一部が残っていると催告を受けました。私は全額支払っていると思い領収書を探しましたが見当りません。いったい税金の領収書は何年間保存したらよいのですか。

A 市が年度をさかのぼって課税できる期間は最高7年、課税した税金の徴収権の時効は5年と規定されています。このため領収書は、少なくとも7年間は保存してください。

問20 同意もなしに差押えはできるのでしょうか？ (P 26)

Q 私は、市県民税と固定資産税を滞納しています。先日不動産の差押調書が郵送されてきました。督促状や催告書は受け取っていますが、私が差押えに同意をしていないにもかかわらず、市は差押えすることができるのでしょうか。

A 法律では、督促状を発送して10日を経過した日までに完納しないときは差押えをしなければならないとされています。したがって、完納されない場合は、税負担の公平性を期すために差押執行いたしますが、法律上納税義務者の同意が必要であると規定されていないため、同意を得ずになされた差押えも違法ではありません。

しかしながら、差押えすることではなく完納いただくことが目的ですので、納税ができない事情等がある場合は、そのまま放置されずに必ず事前に市役所の納税課に連絡のうえ、納付計画等についてご相談ください。

問21 市税を納めすぎたのですが？

Q 私は、先日固定資産税の第2期分を銀行で納めました。ところが家に帰って気がついたのですが、今年の固定資産税はすでに前納していました。この納め過ぎた税金は返してもらえるのですか。

A 納め過ぎた税金はお返しします。市役所で納めすぎが確認できましたら「市税還付金のお知らせ」を納税義務者宛にお送りします。通知書が届きましたら「市税過誤納還付金請求書・口座振込依頼書」を切り取り、必要事項を記入・押印いただき、同封の封筒にてご返送ください。

3. 第4章関係のQ & A

証 明 書

問22 転入してきた場合の市県民税課税証明書は？ (P 31)

Q 令和5年4月に神戸市東灘区から西宮市に転入してきましたが、令和5年度の市県民税課税証明書は、西宮市でとれるのでしょうか。

A 令和5年度の市県民税課税証明書は原則、令和5年1月1日現在の住所地で発行されます。あなたの場合は、証明書を交付できるか神戸市の東灘区役所へ事前にお問い合わせのうえ、申請してください。

問23 窓口に行けない場合の市県民税の課税証明書の申請方法は？ (P 31～)

Q 令和5年4月西宮市から転出し、遠隔地に住んでいます。市県民税の課税証明書が欲しいのですがどのようにすればいいのでしょうか。

A 郵便で申請してください。申請書、切手を貼った返信用封筒、証明手数料、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）のコピー、を同封して税務管理課へ郵送していただければ、証明書を発行して返送します(ただし、未申告の場合は、市・県民税の申告書等が別途、必要になります。)

申請書には、氏名（ふりがな）、生年月日、現住所、市役所の執務時間帯に連絡のつく電話番号、西宮市での住所、使用目的と提出先、何年度（何年中の所得）の証明書が何通必要かを記入してください。

なお、証明手数料（1件300円）は、郵便局で定額小為替を購入し同封してください。

不 服 申 立

問24 納税通知書の内容に疑問がある場合は？ (P 33)

Q 納税通知書を受け取りましたが、その内容について疑問があります。どうすればよいのでしょうか。

A 納税通知書の内容に質問がある場合は、各税目の担当課におたずねください。

なお、納税通知書の内容について不服がある場合は、その賦課決定があったことを知った日（通常、納税通知書の交付を受けた日）の翌日から起算して3か月を経過する日までの間に、市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、固定資産の価格について不服がある場合は、市長に対する不服の申立てではなく、西宮市固定資産評価審査委員会に対する審査の申出となりますので注意してください。（問25参照）

● 審査請求書の受付担当課

処分の内容	審査請求書の受付担当課
税務管理課が担当する処分(軽自動車税の賦課決定など)	財政課（市役所本庁舎4階）
市民税課、資産税課及び納税課が担当する処分 (個人市民税、固定資産税の賦課決定、督促・差押えなど)	税務管理課（市役所本庁舎2階）

問25 固定資産の価格に疑問がある場合は？ (P 33～)

Q 縦覧帳簿を縦覧しましたが自分の土地、家屋の価格に疑問があります。どうすればよいのでしょうか。

A 固定資産税の内容について、お知りになりたい場合は、お気軽に資産税課の窓口におたずねください。

なお、固定資産課税台帳に登録されている価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示日（通常4月1日）から、納税通知日後3か月を経過する日までの間、西宮市固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出をすることができます。

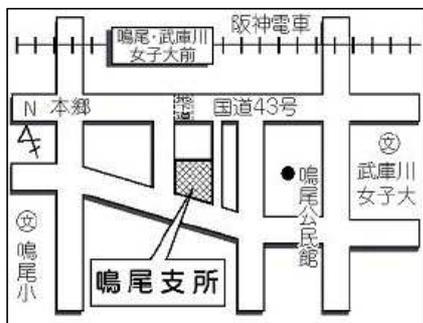
● 審査申出書の受付担当課

不服の内容	審査申出書の受付担当課
固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関する事	西宮市固定資産評価審査委員会事務局 (市役所本庁舎2階 税務管理課内)

★ 支所及びサービスセンターの所在地

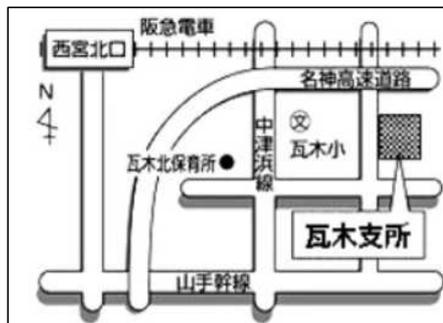
● 鳴尾支所

〒663-8184 鳴尾町3丁目5-14
Tel.0798-47-0101



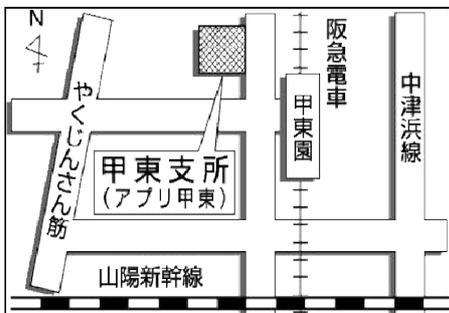
● 瓦木支所

〒663-8107 瓦林町8-1
Tel.0798-67-5132



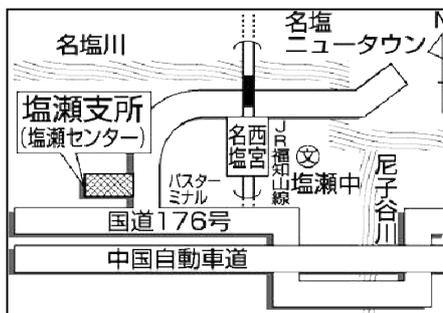
● 甲東支所

〒662-0812 甲東園3丁目2-29アプリ甲東3階
Tel.0798-51-2681



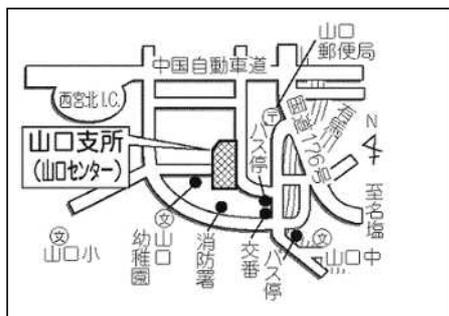
● 塩瀬支所

〒669-1134 名塩新町1 塩瀬センター1階
Tel.0797-61-0521



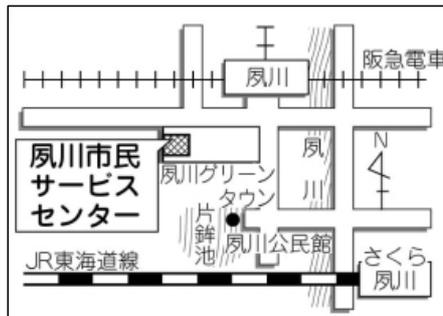
● 山口支所

〒651-1412 山口町下山口4丁目1-8
Tel.078-904-0395



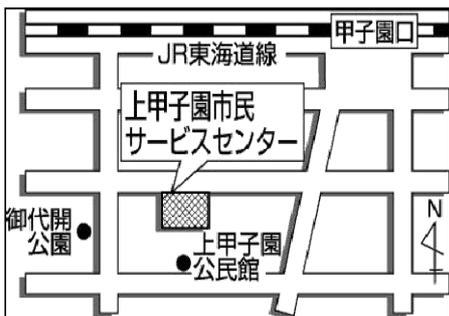
● 夙川市民サービスセンター

〒662-0051 羽衣町7-30-124 夙川グリーンタウン1階
Tel.0798-35-8181



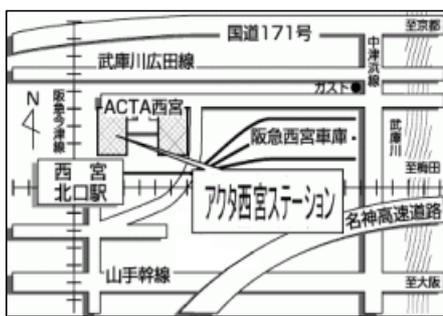
● 上甲子園市民サービスセンター

〒663-8113 甲子園口3丁目9-3
Tel.0798-67-7080



● アクタ西宮ステーション

〒663-8204 北口町1-1ACTA西宮西館5階
Tel.0798-65-6930



この『市税のしおり』は、西宮市ホームページの市税情報に基づき編集をしました。
ホームページでは更に詳しい内容で掲載しておりますのでご覧下さい。
※西宮市ホームページアドレス〔 <https://www.nishi.or.jp> 〕

発 行 西宮市
編 集 財務局税務部税務管理課
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号
T E L : 0798-35-3200
F A X : 0798-22-3920